

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成28年12月15日  
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成28年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（佐藤議員） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程に先立ち、先に配付いたしました資料に字句の訂正がありますのでこれを許します。  
議会事務局長。
- 議会事務局長（田崎剛局長） 貴重な時間をとりまして申しわけございません。  
12月14日に配付いたしました資料、配付一覧でございますが、一般質問通告書のうち、6番室崎議員の質問要旨中、デイサービス等指定管理者制度導入の際となっておりますが、デイサービス等の後ろに「の」の字をつけ加えていただきたく、よろしく願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。
- 議長（佐藤議員） 以上で、字句の訂正を終わります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、音喜多議員、8番、南谷議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
初めに、6番、室崎議員の一般質問を行います。  
6番、室崎議員。
- 室崎議員 先に通告いたしました一般質問通告書に従って質問申し上げます。  
介護保険事業の第三者評価についてであります。  
老人福祉施設、いわゆる多床室型の心和園の部分、それから、地域密着型福祉施設、これはユニット型の部分ですが、それにデイサービスなどの指定管理者制度導入の際に、第三者評価機関の評価を受け、内容の充実を図るというふうに行いました。  
第三者評価は、いつ、どの機関によって、どのような形で行われ、どのような成果を上げているのか、現在までの経過と今後の方針について説明をしていただきたい。  
以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

6番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

介護保険事業の第三者評価について、老人福祉施設（多床室）心和園、地域密着型老人福祉施設（ユニット型）、デイサービス等の指定管理者制度導入の際、第三者評価機関の評価を受け、内容の充実を図るとした第三者評価は、いつ、どの機関により、どのような形で行われ、どのような成果を上げているのか、現在までの経過と今後の方針の説明をについてであります。ご質問にあるとおり、特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターは、平成26年度に指定管理者制度導入により厚岸町社会福祉協議会が運営を行うことから、事業内容の透明性の確保とサービス、その質の向上を図るために第三者評価の実施を行うことにいたしました。平成27年度では、特別養護老人ホーム心和園のうち、ユニット型施設である地域密着型老人福祉施設の第三者評価を実施いたしました。

経過といたしましては、第三者評価機関である北海道社会福祉協議会へ、平成27年7月に業務委託し、平成27年11月には、北海道社会福祉協議会による入居者、家族のアンケート調査が行われ、平成28年1月には、心和園が記載する自己評価表を北海道社会福祉協議会に提出し、これらを踏まえ、平成28年2月に北海道社会福祉協議会による2日間の現地調査が実施されています。

現地調査は、3人の調査員が施設管理者や介護職員などからの聞き取りや書類の確認を行い、これらを含め、平成28年3月に北海道社会福祉協議会から評価の原案が厚岸町及び心和園に提出されました。その後、北海道社会福祉協議会から第三者評価推進機構である北海道社会福祉会に評価の原案の提出がされ、内容の審査が行われた後に、北海道社会福祉会と介護情報WAMNETのホームページでの評価結果の公表となりますが、現在内容審査中であり、公表されておられません。本来であれば、調査結果の2カ月から3カ月程度で公表となるものですが、北海道社会福祉協議会から北海道社会福祉会への提出におくれがあり、公表は平成29年1月ごろの予定とされております。

この事業の実施による成果であります。評価項目は、施設運営方針から利用者処遇など、全般にわたり全106項目の評価となるもので、評価の原案では総評として、特に評価の高い点としては、利用者の食に関する取り組みの充実という1項目が挙げられている一方、改善を求められる点としては、経営環境の変化に適切に対応していくための中長期計画の策定の重要性や利用者の自由な生活と権利を保護する姿勢など5項目が挙げられています。

心和園では、これまで行っていることが思った以上に評価され、自信がついた部分もありますが、評価が低い部分では改めて改善の必要性を認識でき、個々の職員の意識に変化があったと聞いております。第三者評価後の心和園の取り組みは、評価結果の公表後に改めて具体的に進める予定ですが、現在検討している内容としては、インフルエンザなど感染予防に伴う面会のあり方について検討しているとのことであり、順次改善に向けた検討が行われるものと考えております。

この事業は、今年度ではデイサービス、来年度では多床室部分の介護老人福祉施設を

行うこととし、その後改めて2回目の第三者評価の実施を予定しております。このサイクルを繰り返すことにより、前回の第三者評価を踏まえて、具体的に次回の評価実施に向けた改善がより図られることを期待しているところであります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 この介護保険事業における第三者評価というのは、言うまでもないのですが、指定管理者制度を利用してこのいわゆる心和園の多床室とユニット型の部分、それからデイサービス、あとショートですか、そういうものを町直営の事業から社会福祉協議会に委託するということが、平成26年からですか、行われましたね。そのときに町民の中から、町直営でやるものを、いわば民間委託にするということで、その介護事業の質が落ちるおそれがあるという危惧が出されました。それで、当時議会でもいろいろと議論いたしましたが、そうではないのだと、質は上がっても落ちることはないということ担保するために、第三者の適正かつ公平な評価を受け、それを発表することで町民にも納得していただくということで、この第三者評価というものを取り入れるということが行われました。この費用として、たしか25万円程度のものは町が負担しようということだったと思います。

また、厚岸町は指定管理者制度を使って受託したとしても、施設型介護保険に関しては事業者でありますよね。それから、何と言いましたか、在宅型、これに関しては事業者からは外れますけれども、指定管理者という制度を使って受託しているわけですから、自分のところは全く関知しないのだということにはなりません。

そういう中で今、お聞きするわけですが、まず私が大変不思議に思うのは時間の問題です。26年度最初からこれが始まったわけですが、そのときの議会で明確にこの第三者評価を受けるんだという話でしたが、1年目は行われなかった。そのときの話は最初の年は準備ですぐにはできないんだ、1年かけてきちんと準備しますという話でした。ところが、今これを見ると次の27年度では、第三者評価の委託というものを7月に行っているのですね。年度当初の4月とか、せいぜい5月に行われなくて、まずこれだけ時間がかかったのはなぜですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 契約につきましては、おっしゃられるとおり7月6日に契約ということで結ばせていただいたのですが、その契約に至る中で心和園側との詰めの問題もいろいろ詰めている中でその事務がおくれてしまったということで、その点については大変申しわけなく思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 26年の7月ではないのですよ。27年の7月なのですよ。26年度中に詰めとい

うのはやっていなかったのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その第三者評価については初めてのことということもございまして、協議は26年から進めておりましたけれども、実際に手続として契約を含めて、それから内容の詰めなんかも整理する段階で、大変申しわけないのですがおくれたしまったということでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 非常にもたもたもたもたしているわけですね。

それで、今のお話を聞いていると、27年の11月には道社協がいわゆるアンケート調査を行っている、動き出したということですよ。そして、28年1月には自己評価表というのを提出して、28年の2月には現地調査が行われていると。いずれにせよ動き出したと。ところがですね、3月に道社協から評価の原案は示されているのだけれども、その後、せいぜい2カ月ぐらいで公表になるものが、道社協から道社会福祉会への提出におくれがありと、こういうふうに言っているのですよ。これは厚岸町の問題ではないのだらうけれども、おくれがありだけでは何だかさっぱりわかりません。何があったのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そのおぐれに当たっては、実は私どもも反省しなければならないなと思っているのが、3月にその原案が出てきていた段階で施設側にも案が出ているということで一安心をした状況でございました。その後、その第三者機関、道社協のほうからその推進機構のほうへ提出がされていると安易に思っていたところでございます。

それが6月にどうなっているかということで、その照会をしたときに、道社協側のほうからは担当者がかかわって事務が滞っているのだというお話を聞いております。それは向こう側の話でございますので、それについては早くということの話はさせていただいておりますけれども、6月に問い合わせをした段階でそういうお話でございましたけれども、中身を聞きますと、その担当者がかかわった状況もありますけれども、第三者評価の受託を道社協として14件受けていたそうです。そしてその14件の受託が全ておぐれしているようなことでもございまして、そういう道社協側の問題でそういうおぐれになったと。そういう部分では、うちのほうも6月、それから9月にも問い合わせをして急ぐように督促をしておりますけれども、最終的には道社協から社会福祉会の推進機構のほうに提出がされたのは10月の20日と聞いております。それで今、提出されたものについて推進機構のほうで評価をしているということでもございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 簡単に言うと忘れていましたということですよ。それでは済まんでしょ。これ、きちんと文書でなぜおくれたのかという回答とっていますか。場合によっては、道社協のきちんとした陳謝も必要でしょう。それ、きちんとしてください。何か、電話で聞いたらこんな話だったんですよでは済まんでしょ。あなたたちのほうでは6月と9月に問い合わせをしたり督促をしたりとしているのだけれども、これ、どうも全体の流れを見ていきますと、私ども厚文でもお聞きしましたし、議会でもいつ出るんだという話があったと思います。そうすると、もうちょっともうちょっとで、最初はもう26年度に準備をして、27年に入ったらすぐ動き出すと、少なくとも27年の秋か初冬にはこれ出てくるんだという雰囲気の話ししていましたよね。それがもう少しおくれるんですという話になって28年に入ったのですよ。そして、今日は28年の11月15日です。そのときに未だにこんな話なのです。これはね、いわゆる町民目線で見れば、もともと第三者評価なんか受けたくないんじゃないか、だから投げてあるのでないかという誤解を招きますよ。これは、町民の信頼をつなぎとめるために行おうとしたことです。それをどうでもいいことだと投げておくのであるならば、これは大変な問題です。決してどうでもいいというわけではないのだというのであるならば、やはりきちんとした対応を道社協に対してもするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） おくれてしまった原因につきましては、本当にそのとおりでございまして、実は昨年7月に契約をしまして、昨年早い段階でその実地調査まで持っていきたいということでの協議は進めて実はいたのですが、心和園が平成26年に指定管理になったことによって、実は事業所として新しくその事業所に指定がされるという形になっております。そういう関係から、去年には12月には道のほうの監査が入っております。それから9月にはもう一つ、サービス情報公表調査というものも入っております。それから9月にはもう一つ、サービ情報公表調査というものも入っております。心和園側の負担が非常に大きくなってございました関係から、その自己評価というものがずれ込んでしまったというような事情がございまして、その調査が全体的におくれてしまったというようなこともございました。

いずれにしましても、道社協側にはその期間、提出がおくれたことについてのことは道社協側として話は受けておりますので、きちんとした抗議をもって文書での回答を求めたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 お願いします。きちんとした文書で釈明と、それからそれに対する道社協側の自己評価ですが、それをきちんと受けるようお願いいたします。

それで進みますが、昨年ですね、厚生文教常任委員会が道内の視察に出まして、札幌の心和園よりもちょっと大きい程度の施設を視察いたしました。その理由は、ここが道

社協を評価機関とする第三者評価を受けているわけです。それで、その経緯と、それからそれによってどんな効果があったのかということ、わりと詳しく聞いてまいりました。私どもとしては非常に参考になりました。

そこで、手順についても詳しく教えてもらいました。これによりますと、私どもが第三者評価というわけですから、その第三者機関がぼんとやってきて、何日間か中身を見て、そしていろいろ指摘をするというようなものなのかなと実は思っておりました。ところが、そうじゃないんですね。まず、個々の職員が自分の仕事についてきちんともう一度評価のし直しを行う、いわゆる自己評価を行う。その次にその個々の職員の評価報告を基礎にしてグループごとに話し合っ、そのグループにおける業務のいろいろと足りない点、うまくいっている点というものを話し合っ、意見を集約する。そして、それをまとめて最終的に施設全体としての自己評価を行うという作業をまずやりなさいということなのです。これだけでも随分と効果があると思いますよね。

そして、その後、その報告書を、まず評価機関が読んで、それから評価機関が現地に入ると。それで、何日間か訪問調査を行った上で評価をとりまとめて公表すると、こういう流れなんですということを聞きまして、私たちもなるほどなと思ったわけです。

そのときに、これによってどんな効果がありましたかということをお聞きしたのですが、この施設は職員の声として第三者評価を受けようじゃないかと、自分たちがよかれと思ってやっていることが客観的に見てもよしとされるかどうかということに一抹の不安があるので、受けようじゃないかという声が出て、それが上層部を動かして、お金がかかりますからね、それで行ったというわけで、もともと意識の高い施設だろうとは思いますが、やはりこれをやったことで一人ひとりがプロとしての自覚を持った。それが一番大きい。それで最後に、ちょっとこの業界は離職率が多いところなので、そういうことも私どもとしてはお聞きしましたが、あのときその自己評価からの大変だった手順の中にいた人たちは離職する人がいない。自分たちの仕事に誇りを持ってやるようになった、こういうお話も聞いてまいりました。

それで、今回のこの流れをざっと町長の答弁の中でお聞きしましたが、個々の職員が自分の仕事の進め方についての自己評価を行い、グループごとに話し合い、最終的に施設全体としての自己評価を行ったということは間違いのないわけですね。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 個人ごとに一人ひとりに個別に評価をして、それからグループという手順というのは、きちんとした形では、そのところはグループでまとめて評価をしたという形で聞いております。それで、一人ひとりの個別の評価まではできなかった。ただ、その担当の部分でそれぞれそういう内容について評価をしたものを最終的には施設長を含めて最終的な評価をまとめたと聞いております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 個人の自己評価グループの意見集約、そして組織全体としての自己評価とい

う言い方をするらしいのですが、ここがきちんとされているかどうかで全然効果違いますよね。

今、どういう手順でやったかについてはともかくとして、これをきちんと行っているということになれば、当然この作業だけで施設内の意識は変わってくると思うのですけれども、そういう効果は見られていますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回実施をしたのはユニットの部分でございます。そのほうの職員がそういった自分たちの評価を行ったということで、そのところの部分では、やはりそういうものを自分たちでやったということで意識には変化があったと聞いております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今話を聞いていてわかりました。

それで、既に公表というところまではまだもろもろあって行っていないのだけれども、少なくとも中間報告もできるようなところまでは来ているわけですね。この辺について、公表があるまでは一切しない、内容についても表には出さないということなんでしょうか。もうここでも何項目か褒められたし、何項目か指摘受けたという話ししているのだけれども、これらについてはどうなのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 最終的なものではございませんけれども、町に対しては成果品という形でその報告がされておりますので、それについては公表ができないと、示すことができないということではございません。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 いつ町に対してそれ報告があったのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 3月の末にその報告の原案という形でそれをいただいております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 3月の末というのは昨年度の3月の末ですね。平成28年3月の末ですね。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その第三者評価が27年度の事業で実施をしておりますので、28年3月末で報告を案という段階ですけれども、もらっております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今年度に入ってから厚文の審議の、議題として取り上げたわけではないですが、中ではいつになるんだろうという話は出ておりました。

それから、私、委員長として担当課のほうにこれ出たら議会のほうに報告してほしいということは何回か申し入れています。3月にそういうある程度でもまとまったものが出ているけれども、全くそういう話は厚文では聞かされておられません。そして、全体公表があるまでは、一言もそれについては言わないというのはどういうわけですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 案としていただいていたものでございましたので、最終的な確定のものではないということで、そういうまだ公表がされていないんですという答弁はさせていただいております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 最終の公表がまだされておられませんということはいいいんですよ。中間報告や、あるいはここまで来ていますという話が一切されていないということはどういうことですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 大変申しわけございませんけれども、公表がされていないということで、それについては公表がされてからきちんとした形で説明をさせていただきたいと考えておりました。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 要するに厚文に対して発表する何らかのことを言うというのは一般住民に公表してからだと、そういうわけですね。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。



●保健福祉課長（阿部課長） 一般町民に公表してからということでの認識は持っておりませんでした。できるだけ早くとは思っておりましたが、事前に説明をさせていただくべきでありました。大変申しわけございません。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それ以上言いませんけれども、非常に消極的ですね。

それで、もう少し言いますが、この第三者評価のための自己評価という作業に入りますと、今おっしゃったように職員の意識が変わってくるということは聞いております。心和園の多分、ユニット型ですね。地域密着型の部分ですね。そこでは職員にそういう意識の変化が出ましたということなので、大いに結構だと思っております。

それで、その後、道社協のほうの評価が提示されているわけですね。それに対してまた担当者側からの意見聴取もあるわけですね。それはないのかな。要するに、このところうまくないよと言われたのに対して、今度うまくないよと言われたほうが、褒められた話はいいですが、それはこうこうこういうことでやっているのですよという事情も聞くわけですね。そういうところまではもう行っているわけですね。そういうやりとりの中でまた一つ意識が変わっていくということもあるわけですね。単に公表されたものを読んでというわけではないわけですね。そういう作業はもう行っているわけですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 案として提出がされたものについて、心和園側でそれに対してのいやいやここはというような部分についての意見は出しておまして、それと調整、認識の違いですとか、そういった部分のことの調整はもう既にされております。

職員の側には、今度それを、結果が来てそれを当然下ろしていくというのはもちろんですが、実際に職員も現地調査を受けておりますので、いろいろな指摘の事業については措置をしている部分もあります。そういうところはそれを改善していくためのことというのは、既にやれるものはやっていくと。それから、できないものについてもどう考えていくのだということは、最終的にはそういうことになっていくと思っておりますけれども、やれるものからはスタートはしていると聞いております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 議会でも議論をして第三者評価を入れようといったその狙いというのは決定的外れではなかったということは言えるわけですね、今のお話を聞いていて。

それで、ここで町長の答弁の中で評価の高い点としては、利用者の食に関する取り組み、これが非常にいいと言われた。これは大いに結構です。それで5項目、中長期計画の策定の重要性、利用者の自由な生活と権利の保護の姿勢、これは非常に大事になってきますが、5項目あったというのですが、何ですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 一つ目が、経営環境の変化に適切に対応していくための中長期計画策定の重要性ということで、町のその地域福祉計画ですとか、介護保険事業計画などと連動した形で行政との綿密な連携をベースにした指定管理機関における早期の計画策定に期待をするということが一つでございます。

それと二つ目が、介護人材確保のためのきめ細かい職員教育、研修の必要性ということが言われておまして、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みづくりが求められているということで、その研修成果の評価、分析を行う仕組みを構築するよう期待をしている。

それから三つ目が、利用者を尊重した姿勢の明確化と職員への周知ということで、利用者の尊重や基本的な人たちに配慮した標準的なマニュアルが整備されていないということで、標準的なマニュアルの整備とあわせて職員への周知に取り組むことを期待している。

それから四つ目が、利用者の自由な生活と権利を保護する姿勢ということで、冬期間に町内に数件のインフルエンザが発生があると、収束するまで面会制限をしているというようなことについてもボランティアの来訪なども制限をされているというようなことから、利用者の権利保護を守っていく観点からその辺のものも検討をすべきだということをおっしゃいます。

それから、もう一つは薬の管理状況ということで、利用者の服用する薬に対する介護職員の知識の向上とともに鍵がかからないところの保管について、誰でも入れるようなところの部分について改善をする必要があるという5項目でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今、指摘を受けたという点については、やはりなるほどなという感じがすると思うのです。指摘を受けたほうも。インフルエンザ面会については、現場としては言いたいことがあるだろうという気はしますけれども。

そして、これについてはユニット型だけの問題じゃないですね。全体にかかわる問題ばかりのような気がします。そうすると、今回はユニット型に入ったんだから、ユニット型の職員だけがこういうことについて意識を肝要すればそれでいいというものではないと思うのですよ。当然、全体について、もうこういう案が示された段階でどのように改善していくかと。先ほど担当課長はできるところからと言ったのですが、そういう動きは出ていなければなりませんね。出ているのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 中長期計画の策定なんかにも着手をしていると聞いておりますし、インフルエンザの部分についても議論をしているようです。

おっしゃられるとおり、ユニット型のほうの職員と、それから多床室型の職員、デイサービスのほうの職員とおります。施設としては、心和園という一つの形で、事業所としては分かれていますけれども、経営としては一つというようなことになりますので、こちらだけを改善すればいいという話にはならないということで、おっしゃられるとおりの議論をしていると聞いています。単純にこっちだけ治せばいいというふうにはないということで、その辺の協議が難しいとも聞いております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで、非常にいい話がたくさん聞こえてくるのです。ところが、一步突っ込むとおやっというような話も聞こえてくるのです。

今、社会福祉協議会はやっど、重い腰を上げてといたら失礼だけれども、各自治体に何ってというのかな、行って、そして、社会福祉協議会というのは役場とは独立した民間の団体であって、なおかつ厚岸町の地域福祉にはなくてはならない施設なんだということをわかりやすく説明する懇談会を開いていますよね。それで、幾つかの自治会では懇談会が終わっていると聞いております。

その中である自治会で出た話なのですが、苦情とか相談とかというのは、こういう施設では必ず利用者側からあるわけですよ。なかったら不思議なんですよ。そういうものに対して適切に受けて、丁寧に説明をして、誤解であれば誤解をほどくということをやらなきゃなりませんよね。その説明のときにもちゃんとやっているんだよと、それにはこういうシステムがあるんだと、そういう説明があったそうです。

その中で受け付けのところに、何というのかな、意見箱というのかな、そういうものを置いて、そこに匿名でも利用者、その家族、あるいはケアマネでもいいんですけども、そういう人が入れて、直接面と向かって言いづらければ入れてくださいというものをやっています。もちろん口頭でも受けています。そして、その何というのですか、調整なり処理なり、あるいは相談なり、そういうものについては、今度は外部者、3名だと聞きましたが、による委員会があって、そこに報告しているんですというような説明がありました。

ところが会場から、私は時々行くんですけども、そんな箱見たことがないという話が出たんですよ。そうしたら、社協の方は、確かに隅っこのほうに置いてあって、全く見えないかもしれませんという非常に正直な話がありました。それから26年から今日に至るまでその箱に投書が入ったことありますかといたら、一度もありませんというのですね。恐らく先の話と一緒にすると、誰も存在気付かないのだろうということになるかもしれません。

それともう一つは、それに限らず口頭でのいろいろな相談や苦情があったことを含めて、その解決、処理等についてのその第三者といいますか、外部者の委員会を開いていますということで、また会場からは年に何回開いているのですかといたら、年に1回ですと。こういう話が出ているのですよ。これ、今の自己評価をきちんと行って、そしてその波及効果というか、全体に関するものは施設全体に及ぶんだという話とはどうも裏腹なんですよ。いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その評価で指摘をされた、今回、大きな5項目のその指摘事項等については、そういう施設側からの状況を聞いた部分ではそういう問題点も含めて取り組みを始めた部分も先ほど申し上げたとおりの話でございました。

実は、私もそういう苦情の関係のお話を聞いたとおりに、聞いたところではおっしゃったとおりの内容でございました。そういう部分では、やはりこれからもっともっとそういうところの、詳しい詳細のものが出来れば、またそういう中でのいろいろな問題も出てきますので、それらも含めて私どもも施設側のほうとお話をしていきたいなというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 もう時間も余りなくなってきたし、余り細かな話もしたくないのですが、いずれにしてもこの第三者評価というのは、施設が指定管理者というふうにして事業委託をした施設が質の高い事業を行っている、介護事業を行っているということを担保するものですね。だから、それが外から見てもおざなりだなあという印象を与えたのでは、折角のものが何というか元も子もないわけです。そういう意味でやはり信頼をきちんと受けるに足りる中身を持ってほしいと、そのように思います。

それから、議会に対しては中間報告を含めて、やはり厚文だけでもそういう、今ここまで来ているのですという報告をきちんとしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その報告につきましては、大変申しわけございませんでした。できるだけ早くお示しをさせて説明をさせていただきたいと思います。

それから、実はまだ詳細の分析というのはしておりませんが、自己評価とそれから評価機関から出た評価とを比較してみました。それでは、実はA判定と、A、B、Cの判定ですけれども、A判定になるとして自己評価をしたものが42項目なのですけれども、実際に評価機関から出てきた結果は23項目ということでございます。

それから、Bの判定は40項目をBと評価したのですけれども、実際の結果は54項目、それからCとして評価したのが22項目なのですけれども、評価機関からは26項目ということで、自分たちがよかれと思っていた部分で評価をAとしていたものが、実際の評価機関のほうでの評価は低いというようなことが見えてきています。そういう部分では、職員に対して、あるいは施設側に対して、やっぱり標準的なものとやっぱり随分違うなということはこういうものからも見えてきておりますので、それらも含めて順次改善をしていくという取り組みをしていくことになると思います。私どももそういった形でお話をさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、4番、石澤議員の一般質問を行います。

4番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

1、高齢者が安心して暮らせるために。

高齢者ドライバーの事故が増えています。生活を支えるために移動のサポートが求められていると思います。ほかの自治体で行っているタクシー料金助成制度を行えないでしょうか。

2) ハートコール事業など町でもひとり暮らしの高齢者への支援を行っていますが、孤独死などのニュースが聞こえてきます。24時間の見守りシステムをつくっていくべきと思いますが、どうですか。

2、町の非正規職員について。

資格や専門性が必要とされる職場で働いている非正規職員の待遇改善を求めます。長期にわたって雇用している職員は、正職員か嘱託職員にすべきと思うのですが。

3、子育て支援について。

鶴居村では、発達支援ファイル「はいたっち・つるい」をつくって、子供たちの育ちと学びを支援しています。厚岸町でも取り入れてみてはどうですか。

4、無料定額診療制度について。

生活困窮者や低所得者に対してこの制度の周知を図っていますか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、高齢者が安心して暮らせるためのうち、初めに、高齢者ドライバーの事故がふえている、生活を支えるために移動のサポートが求められている。他の自治体で行っているタクシー料金の助成制度を行えないかどうかについてであります。厚岸町においては高齢者バス券の配付に加え、患者輸送バスやスクールバスの一般利用を行っており、一定の交通手段の確保をしているところであります。

これまでもタクシー券の導入については、ご提案をいただいているところですが、釧路管内の市町村においても介護保険要介護認定者や運転免許自主返納者を対象にタクシー券を交付している場合もありますので、この点も含め、地域における公共交通の体制づくりに合わせて検討していきたいと考えております。

次に、ハートコール事業などで町でもひとり暮らしの高齢者への支援を行っているが、孤独死などのニュースが聞こえてくる。24時間の見守りシステムをつくっていくべきと思うかどうかについてであります。ご質問での24時間の見守りシステムは、トイレドアによる感知、給湯ポット操作、人感センサーなどにより生活反応を機械的に感知し、家族などにお知らせするシステムの導入の提案と思います。

厚岸町で実施している緊急通報装置は、対象者が自ら通報ボタンを押すことにより、消防署が直接対応し、救急対応を行うことができる仕組みで、救急対応以外の場合では、事前に登録している近隣協力員が、訪問することとなっております。

人感センサーなどによる見守りシステムは、対象者の自発行動による機械的に感知する部分では有効な対象者があるかと思いますので、現在、活用できる機器やサービスなどは積極的に紹介したいと考えております。なお、釧路管内ではまだ事業として実施している市町村はなく、市町村事業で行うには、こういった対象者にこういった機器が有効か、公費負担の範囲などについて情報収集を行い、研究を重ねてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の非正規職員について、資格や専門性が必要とされる職場で働いている非正規職員の待遇改善を求める。長期にわたって雇用している職員は、正職員が嘱託職員にすべきと思うがどうかについてであります。ご質問にある非正規職員、いわゆる定数外職員のうち、原則として免許や資格を有することを要件に任用している臨時職員、非常勤職員については、いずれの職種にかかわらず、毎年度その必要性を検証するとともに、必要と判断した職員を広く公募し、公平な選考を行った上、その合格者を任用しているところであり、任用期間についても臨時職員にあつては6カ月を超えない期間を原則として、必要があれば6カ月を越えない期間で更新できることとしており、非常勤職員にあつては1年以内の期間を原則としております。しかし、いずれの職種も人材不足の中で有資格者を求めているため、結果として次年度も同じ方を任用するといったことがあり、それが数年間にわたっている場合があることをご理解願います。

また、このような職員は保育士や看護師に限らず、図書司書や施設の栄養士、調理師、調理員、技術員、道路維持補修にかかわる作業員や学校の学級支援員など、多岐にわたりこれらの職員を単に任用年数の多少によって正職員、または嘱託職員にすることは人口減少による地方交付税のさらなる減額が懸念される中、近時に行わなければならない行政課題も多く、また定員適正化や給与の抑制の観点から、非常に難しいことであることをご理解願います。

なお、こうした厳しい状況においても、町としては今後も退職者の状況等に応じ、必要の範囲内で職員採用を行うとともに、これら定数外職員の賃金について、全国並びに北海道最低賃金を踏まえ、必要に応じた改定を行ってまいりたいと考えております。

続いて、3点目の子育て支援について、鶴居村では、発達支援ファイル「はいたっち・つるい」をつくって子供の育ちと学びを支援している厚岸町でも取り入れてみてはどうかについてであります。鶴居村において導入されている「はいたっち・つるい」は、子供の成長を保護者が記録できるファイルとして出生時から高校まで、さらには障害にわたる活用できるファイルとなっております。このファイルでは、保育所入所時や小学校入学時などにおいても統一した様式で関係機関が活用できるよう、関係機関と協議を重ね作成されており、とても有効なファイルであると考えられます。

厚岸町の取り組みのご提案ですが、小学校就学前までの部分では、母子健康手帳と重複するところも多く、母子健康手帳とは別に保護者が長期間記録、保管するものとなります。また、地域に合わせて関係機関との協議も必要でありますので、教育委員会、町内各学校、障害サービス事業者などのご意見もいただきながら、鶴居村での運用の状況

も入手し、当町に合ったファイルの検討をしたいと考えております。

続いて、4点目の無料定額診療制度について、生活困窮者や低所得者に対してこの制度の周知を図っているかについてであります。無料定額診療制度については、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業に位置づけられ、低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者等の生計困難者を対象として、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されないよう無料、または低額な料金で診療を行う事業であります。

釧路管内でこの事業の実施医療機関は、釧路協立病院と協立すこやかクリニックの2カ所であり、釧路協立病院から平成24年12月に無料定額診療制度についてのご案内としてお知らせ文書とパンフレットの送付を受けておりますので、保健福祉課及び町民課で窓口において必要に応じて対象者になる可能性のある方に制度の紹介をすることとしております。しかし、この事業は生活が改善するまでの一時的な措置として減免の期間は無料診療で1カ月、低額診療で3カ月が基本とされているため、窓口での紹介はほとんどない状況にありますが、引き続き必要に応じ周知してまいります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初の高齢者のタクシー利用券の問題なのですけれども、これは来年の29年3月から改正道路交通法が施行されますが、そのことによって高齢者の運転に対してのいろいろな規制がかけられてきます。そういう中でちょっとしたミスでも認知症と認定されると免許が取り上げになるというような事態が今度3月から起きる、事故が結構あったせいもあるのでしょうか、きついことになっています。

高齢者ハイヤーの利用なのですけれども、これは社会福祉的なもののほかに介護保険要介護認定とかの人となっていますけれども、これ、普通に町で暮らす人たちが、もう免許返したいんだけど、バスまで、バスが本道、広いところだけ、本線しか通らなくて自分のところで月に1回か2回ぐらい気楽に動けたらいいなという願いが届けられたのですね。私たちの中に、バス停まで遠いんだよねという、歩けばいいのですけれどもね。

ただ、これ訓子府で行われています。その例なのですけれども、高齢者の日常生活における町内移動の利便性を高め、安心して地域で暮らすことができる環境づくりのため、本制度をつくったとなっています。これは、ワンコインです。要は、1回、ここは520円くらいでしょうかね、タクシー。ちょっと私もわからないのですけれども、520円を払えば、あとは町内どこでも自由に歩ける。訓子府でやっているのは月4回、1年間で60回になったそうですけれども、60枚の券が発行されたみたいなのですけれども、月4回、それが1回乗ると1枚払って往復で2枚払うという感じのシステムになっています。それで、結構登録制になっていて75歳以上の高齢者が使い勝手がよくてバス時間と関係なく毎日の中で外出をしているという事業です。これもさっき検討してくれると言っていましたので、公共交通の体制づくりの中でこういうことがあるんだということも含めて考えてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 先ほど町長の答弁からもありましたように、公共交通の検討を来年度実施するわけですが、それとあわせて町の関係課の中でも協議をしていきたいとは考えております。ただ、既存の交通事業者を圧迫して撤退されるようなことがないよう工夫をしていかなければならないとも考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 小清水とかそれから訓子府で行っている事業は既存のタクシー会社の方をお願いをして、そしてそこと結んでやっているという事業です。ですから、圧迫するということにならないと思うので、ぜひそれは考えてほしいと思います。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 町内のタクシー会社の台数等の制限等もございまして、その辺は協議をさせていただいた上で対策のほうを検討したいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 よろしく申し上げます。

次に、ハートコールというか、見守りセンサーの問題なのですけれども、隣町なのか、別海もそうですけれども、別海では先月か、その前ぐらいですか、ひとり暮らしの方がお風呂に入っていて2日間わからないでいて見つかって、亡くなっていたということもあつたし、それから2年前ぐらいには尾幌でもありましたよね。ひとり暮らしだった方が倒れて、見つかったときにはもう亡くなって救急車で運ばれたということがありました。

やっぱりこの人感センサーというか、こういう形で本人が押さなくてもできるサービスというのは、やっぱり早く考えてほしいなと思いますし、調べてみますと今は全国的にそういうシステムを構築してやっている場所があります。ですから、できれば早目に、どうしてもここで過ごしたいというのと、それから子供たちのところに行ったら今いるところから別なところに行く。年配に、高齢になって違った場所で生活するということはその人にとってはすごく負担になります。だから、できれば自分でそこで生活できるものであれば生活したいというのは、皆さんの願いだと思います。それを助ける一つのシステムになると思いますので、これは早急に調べて対処してほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 機械的にそういうものを感知をして、それをどういう形で



というのはちょっと別として、お知らせができるというものについては有効だということについては同じく考えております。ただ、厚岸町で独居のお年寄りの方も700名おります。それから、老人世帯ということでお二人で生活をされている方も600ぐらいだっただと思いますけれども、いらっしゃいます。ということで、そういった中では、なかなかそれをどういうふうな形でやるのかというのは、ちょっと簡単にはいかないなと思っております。

今、民間で、例えば子供さんのほうにポットレスとかトイレのドアノブですとかということでその子供さんのほうに連絡がいくというような形のものとかがいろいろはいろいろたくさん出ていますけれども、ただ連絡が行った後にどうするのだということも出てまいります。それから、そういうものも当然通信の費用もかかるということで、その月額、例えば5,000円ですとか、3,000円ですとかというような費用もかかるというような状況もございます。

その子供さんですとか、そういうところで連絡をとれるような形がとれるのであれば、それはそれぞれの方にやっていただくほうがいいのではないかなとは思っています。ただ、全然そういう方がいらっしゃらないという部分では、何らかの対応が必要だというのは認識をしております。そういう部分についていろいろな見守るサービスというのも今、いろいろ出てきておりますので、それらも含めていろいろな情報を集めて研究をしていきたいなと考えております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 だんだん年をとっていくことで不安になっている人たち、それからどうしても、やっぱりここの厚岸町が好きだからここで過ごしたいやと思いつつながら、ひとり暮らしで仕方がないからどこかの町の施設に入ってしまったたり、厚岸町から離れていくという人も出てくる可能性がどんどん増えてくるように感じます。ですから、やっぱりこういうものがあるということを知らせながら、高齢者の人たち、ひとり暮らしでも、もし誰か連絡がとれるのであれば、こういうことがあるんだよということも知らせながら相談ということもしてもらいたいなと思っておりますし、そのことでその方がこのぐらいのお金だったら自分が出すから、町と連絡をとってほしいとか、そういうことがある場合だっていると思うのですよ。全然結局何もわからないですから、私も今回調べてみて思ったんですけれども、ここは光が入っていますよね。そのことを使ってできるというシステムもあるみたいです。リースで借りてやるというのもありますし、こういうふうにぽんと置いただけで。それでその人の人感から緊急から何から全部感知する機械があつて、それが3人の携帯に連絡がとれるということもあります。地域の中でどうやってその人たちを守るかという地域性も必要となるかもしれませんが、そういうこともできるシステムもありますので、やっぱりそれを知らせることも、こういうことがありますよ、できますよというような選択肢みたいなのを出すことも必要だと思うのですよ。そういうことをしてほしいなと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ご家族の方にそういうものを紹介するというのは当然必要だと思っておりますし、そういうような心配をされるご家族の方には当然そういうお話はさせていただいております。今後もその部分については当然すぐできることですので、引き続きやっていきたいと思っております。ただ、全体的な枠組みとしてはもう少し検討しなければいけないなど考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 よろしくお願ひします。

次に、非正規職員のことなのですけれども、確かに本当にどういうふうに答えてくれるのかなと思ひながら見ていました。これだけいらっしゃるのですよね。福祉士、保育士、看護師に限らず、図書司書、それから施設の栄養士、調理師、調理員、技術員、道路維持補修に係る作業員と。すごいですね、これだけの方が働いているということです。

ずっと技術が必要な方がたくさんいると思うのですよ。それは技術の継承をしていかなければならない仕事ばかりですよね、こうやってみたら。その人たちの技術の継承をどういうふうにして、今、正職で働いている人もいるでしょうし、臨時になっても、この方たちの持っている技術をどういうふうにして次につなげていくと考えているのですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町で任用しています臨時職員、非常勤職員につきましては、あくまでもそこで、その仕事の責任者として正職員の配置をしている。それを補助する補助的な立場での臨時職員、非常勤職員ということでの配置ということでもありますから、当然それぞれの業務の中でそこそこの技術、または知識というものは必要かと思ひますけれども、こういったものにつきましては、正職員を通した中で技術の継承ということになっていくのかなと思ひております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 正職員の方だけですよね、これ。すごい大変な責任がありますよね。そこそこの技術だけは臨時の方とか嘱託の方にはそこそこの技術さえあればいいと私は聞きたのですけれども、正規の正職の方はとても大変な責任がありますね。とすれば、例えば、保育士さんにしてもそうですけれども、今、朝、早朝と土曜日の時間を延ばすとかという形で言っていましたけれども、そここのときの早朝とかの勤務をする方は、そうすると正規の方がするということなのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 土曜日のものであるというのは検討しているということで、やるということではまだございません。延長の保育ということで、早朝と午後、夕方の部分でやっておりますけれども、その延長の部分では、職員は早出、遅出というようなサイクルを組みながら、必ず一人は職員がいるようにしております。それに臨時職員を配置をして保育をするという体制をとっております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 そうしたら、二人体制という形になるのでしょうかね。そうすると、子供たちが何人か来たときに、ちょうどそのときに職員の人がいなかった場合に何かがあった場合は、それは正規の職員の方が対応するということになるのですね。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的にはそういう配置をしておりますので、何か親御さんと話をしているだとかというところでの子供を見るという部分では、二人では当然見れないこととなりますので、そういうことは起きますけれども、基本的に複数で、二人でもって延長の部分というのは対応させていただいております。人数的には延長の部分では大きな人数ではございませんので、二人体制で十分と思っております。それが大きく増えるような状況になれば、そこにはまた加配の部分必要になるかと思いますが、現在はそういう形で進めております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 今、保育士さんの話だけでしたけれども、例えば給食センターで働く人ですね。あそこも見たら、これを見ますと、非常勤の方と嘱託の方と合わせて臨時さんが13名ですね、給食センター働いている方、調理師だと思っておりますが、この人たちの業務は、衛生管理から始まり、調理の手順、材料の受け入れ、配達、機械器具の管理、そういういろいろなことをきちんと覚えていかなければならないですよ。ですから、6カ月ぐらいで次から次と人というか、切って次切って次というよりも、ずっと縦続的につながっていかなければならない。きちんと技術をその人たち覚えてもらわないと、ちょっとしたミスで子供の健康に障るようなことも起きかねないと思うのですよ。であるとしたら、この人たちの臨時とか非常勤ではなくて、きちんと身分の保障をすとか、6カ月ごとで切られることですごく不安になっているのですよね、皆さん。ですから、やっぱり最低でも1年間保障する。

それから、この臨時さんとそれからほかの違いですけれども、まず給料の昇格はないですね。いつも新規採用ですからね。それから、特別休暇もない。通勤手当もない。健康診断、こういうのもないと思うのですよ。そうではなくて、やっぱり必ずその人たちが必要なのですから、最低でも1年間はきちんと嘱託として、嘱託しか財政の問題でできないというのであれば、最低でも嘱託職員として取り上げて、同じような場所で同じ

ような仕事をしているのですから、その身分を保障するというものは必要だと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 私のほうからお答えいたしたいと思います。

給食センター、今おっしゃったように非常勤職員と臨時職員、二つの職種と、あと臨時職員もパートの職員がおります。それで、この職員につきましては、必ず嘱託の職員が、調理員がついてチームでワッチを組んで仕事する形になります。その中で非常勤職員ですと、職員の4分の3の勤務時間と。ですから週に4日の勤務。常勤の臨時職員ですと週に5日、それらを振り分けてそこに嘱託職員が入って勤務する形になります。その部分の指導につきましては栄養士がついて全体の管理をしている状況にあります。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 なぜこういうことを言うかといいますと、町長の最初の地方創生の中で、地域を大事にする中で、町の元気の源、安心して子育てができるまちづくりと町長はおっしゃっていますけれども、結局そこで働いている人たちの身分が安定しないということは、収入も安定しないということですよ。ある程度の収入はあるかもしれないけれども、つまり専門性や知識、技術を求められる職場であれば、やっぱり6カ月で切れるのではなくて、きちんとした保障が必要だと思うのですよ。

もう一つ言えば、牧場の作業員です。今は嘱託職員と臨時の方ですね、これ見ると、牧場職員はね。嘱託職員は3人で臨時で15人です。大規模の職員の場合は、私たち酪農家にとっては大事な職場です。牛の、酪農の基礎になる若牛を預けて育ててもらう場所です。とすれば、牛の管理から、それから草の状態から機械の仕事もあるでしょうし、今は冬ですと1,300から1,400でしたか、何かすごい頭数の牛を扱っています。それをきちんと見てもらわなければならない職場です。そのときにそれは1年や2年で培っていきけるものではなくて、やっぱりある程度の年数で対応しながらやっていかなければだめだし、その技術というのはきちんと受け継がれていかなければだめだと思うのです。でも、そのためには常に同じような臨時であってはだめだと思うし、やっぱりそこでは嘱託、それから嘱託職員でしたら、それらの技術があったら正職にという、そういう取り上げ方が必要だと思うのですが、大事な1次産業を元気にするというのであれば、そのもとになる若牛をつくっているその職場に対して、きちんとしたものがないのかと思うのですが、その点どうですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 今、ご質問あったように、町営牧場については、正職員も場長初めとしております。それと嘱託職員ということで3名、臨時職員で今は15名という体制で町営牧場動かしているところでございます。

毎年、臨時職員については募集をさせていただいて、基本的にはほかのところと同じく6カ月の雇用になっています。延長をかけてこれまでは1年間雇用ということでもた4月から募集をかけてという繰り返しをしております。実態としては、町営牧場の職員の中でももう20年を越える職員も実態としてはあります。また、年数の浅い方もいます。どうしてもああいう職場というのは、町営牧場に限って言えば、技術も必要です。ただ、一方では体力も必要です。そういった部分では、技術の継承も大事ですし、人の入れかわりというのも大事だと思います。ただ、こちらのほうの望むようにそこを希望してくれる人というのが少ないわけでありますので、そこら辺では苦勞しているところでありますけれども、そういった意味からしても正職員対応、特に場長等になるには、新しいぼんち行って場長ということができるような職場ではないということも事実としてあります。そういう形で、あそこの職場の正職員についても、長期的に雇用をして嘱託と一緒にになって臨時職員に働いてもらえるように、うまく技術が伝わって支障のない形で運営ができるような形で回るように正職員、嘱託職員ともども努力をしておりますし、これからも個々についてはそういう形で進めていかなければならないという認識であります。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 今、嘱託で働いている方、その人たちはもうすぐ何年かたったらやめていきますよね。そうすると、本当に臨時だけになっちゃいますよね。同じ、長年、やっぱり体力も必要だと言いますが、体力がなくてもできる技術というものは、長年経験している方には備わっていくのですよ。それはとっても大事なことですよ。ただ力任せにやればよいというものではないのです。ああいう仕事というのは。この私、六十三、四になりますけれども、この私だって牛をうまく引っ張る気になれば引っ張れます。それは、体力ではない。体力はないですよ。負けちゃいますよ。だけれども、牛とうまく合やすことを覚えるということはそれは一つの技術なのです。この年になっても牛の体調がちょっとでも見落としたりすると、それが重大事故につながることもあります。でも、それはずっと長年経験をした中でこれはおかしいというのは見つけることができるんです。それは、その臨時職、長くやっている人に独特につながっていていると思うのです。だから、その部分をきちんと評価して、やっぱり臨時のままじゃだめなんですよ。そして、最初、若い方が入ってくると、どうしても自分たちのほうが体力があるから、大したことないと思ったりするんです。長年やっている方に対して。でも、そうではないんです。だから、それはきちんとした身分の保障をして、それから安心してここで暮らしていけるという保障も必要だと思うのです。大事な第1次産業で働いている方たちの身分が保障されないということ自体が私はおかしいと思うのですが、その辺いかがですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 私が言ったのは、年数が長期になってということは、当然

年数がたつということは年齢も重ねるわけですから、高齢になります。そういった方々が、体力が落ちてきた人がだめだということを言っているわけではないのです。組織として動く場合には、やはり常に循環をさせて、年齢層が高齢者ばかりになっても困るんですよ。ですから、そういった意味で若い年齢の方も採用をしながらということやっていかないとだめだというふうな意味合いで、私はそういうふうな感じで言わせていただきました。できれば、その職場自体も任用期間というのは臨時職員であると最長でも1年ということですから限りはございますけれども、その中で切磋琢磨しながらその職場の組織力というのを高めるということやっていかなければいけないと思ったものから、そのような表現をさせていただきました。

ただ、石澤議員言われるように、身分の保障というものができればそれに越したことはありませんけれども、やはり町の事情というのも当然ありますし、これについては町全体の中で調整をさせていただかなければいけないということになりますので、冒頭、町長から答弁のあったような考え方の中で進めざるを得ないと思っております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 これ、新しい人に入ってほしいとか、それからいろいろな技術を職場の中で、今、今回北海道で出ましたよね。労働局5カ年改善プラン出ました。道内労働長く休日が少ない、若者、女性の就労対策をとという形で非正規雇用を正職に転換という、北海道労働局が今年3月に出しました。5カ年プラン、2020年までに働き方の改革として出しています。

それで北海道の離職率も全国よりも3.6ポイント高いんですね。これを改善したいということで、正規雇用ということを出しています。先進的な事例として、道内の先進企業はということで、発達や言葉のおくれのある小学生向けの通所施設、これはクオレと、それから真心という職場があるのですけれども、ここでは正職です。雇っている方が。そして、その人の都合によってパートで働いている方もありますけれども、正職を基本としています。そのことで長時間労働を減らすとか、それから休みをとりやすくなったとか、それから子供のため、子育てのために病気で休んだときにも休みがとれるとか、そういう形の先進企業の例も出ています。ですから、1日4時間勤務ということも可能だということも出ていました。正規で働くということは、そういう自由がきくとか、安心して働けるというのが正規のいいところだと思うのです。

ごめんなさい、皆さんは正規ですよ。休みをとろうと思えばとれます。今回も上がってきていますよね。子育てで休む、それから介護でも休める。そういう保障がされています。だけれども、臨時の人、それから嘱託職員の人にはないんじゃないですか。嘱託職員の方にはあるのかな。ただ、臨時の方の場合ないと思うのです。この厚岸町に来て、そして仕事を探すというと、町で働くか、あと農協か漁協か、そのほかにありますけれども、町も大事な職場ですよ。その町が財政が問題であるということを前提で、こういう安い労働を使うことを推奨しているのかなといったら悪いですけども、そういうような形の状態のまま置いておくことはどうなんでしょうね。少子化といい、それからこの町の地方創生というのでしたら、まずそこに住んでいる人が安心して暮らせるとい

うことが必要だと思うし、子供を育てていくための安定した収入も必要だと思うのですよ。財政が破綻すると言いますけれども、破綻する前に人材がいなくなっちゃうかもしれないですよ。

そういうことも含めて、臨時とか、それから正規の方に対する対応をもう少し考えてほしいと思いますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸町でこういった方々を全て正職員なり嘱託職員で採用できることが最もいいことなのだと思いますけれども、町長が1回目の答弁で申し上げているとおり、やはりその中には職員の定数という定めがございます。また、限られた予算の中で、今後、近時の課題もたくさんある中でこういった方々をそれでも臨時職員として、非常勤職員として、どうしても使わなければならない臨時的な部分も出てまいります。ですから、まずは昨年、今年も北海道の最低賃金に合わせた中で、それ以上の賃金の額をもって改定をしたところでございますけれども、そういったことも踏まえながら、その非常勤職員、臨時職員の方々の生活を幾らかでも、少しでも守っていくための賃金改定というものは今後も続けていかなければならないと思っておりますし、また、厚岸町役場としてやはり町内の大きな職場の一つでございますから、退職に伴う正職員の採用ということも今後とも続けていかなければならないと思っておりますので、何度も同じ繰り返しの答えになりますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 これ以上言っても無理だと思うのですが、これからも何度もこのことに関しては質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

子育て支援です。鶴居村の「はいたっち・つるい」、このことは取り入れてもらえるということでしたので考えてもらいたいと思っておりますが、ここに「はいたっち・つるい」という、こうのがあります。この中には二十歳まで、成人するまでずっと書き込めるようになっていまして、それをその人の歴史としてずっと書けるようになっていまして。これはお子さんの育ちと学びを支援するためのファイルです。強制はないです。どんな活用をしたらいいのかとか基本的な考え方があるのかとか、母子手帳もありますからそれに書いてあることもここに書き入れていくことが1枚1枚ファイルに入れてつくっていくものです。それで本人が、お母さんが、親が保管するものですが、その中に好きな遊び、得意なこと、苦手な遊び、それから意思の伝達がどうだったとか理解とか対人関係とか、そういうチェックを書き込んでいくところがある。自分がもし何かあったときにどうしてこうなったか、こんなことがあるのだろうか、自分はどうしてこういうとききちんとしたものが、物の考え方がみんなと違うのだろうか、そういうことがあったときの一つの振り返りになるようなものだと思います。ですから、ぜひこれは取り入れてやってほしいなと思っております。いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） このファイルでございますけれども、今年から鶴居村で配付を始めたということで、私どものほうにもこういった紹介をいただいております。見させていただく中では、本当に最終的には一生のものになるような部分もございます。

実はこの物については、障害を持たれた子供さんの親御さんたちからこういったものについてのお話も出てきた中でこういったその取り組みにつながってきた。そこを契機としていろいろな機関が協議をしてこういうものをつくったということでございますけれども、これを確かにいいものではあるのですけれども、そうするとそこに皆さんが全員これが必要かというところでは母子手帳、母子健康手帳のものでいい部分もございます。鶴居村では就学前の子供さんの親御さんに全員の子供の分を配っているということですが、かなりこれをやっていくためには保護者がきちんとした考えをもってやっていくという部分では負担になる部分もございますので、皆さん全員が必要なものということではないのではないかなということも思います。母子手帳で十分いい部分もございますので、そういうようなことも含めて、もう少し鶴居村のほうも始まったばかりでございますので、その運用の状況なんかももう少し見させていただきながら検討をしていきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 私、これがいいなと思ったのは、この子は必要、この子は必要でないというのがないところがいいのでないのかなと思ったのですよ。つまり、ここ見ると発達支援ファイルとなっています。一見、見た限りは支援が必要な子供たちへなのかなというふうがちらっとしたのですね。だけれども、これは全員に渡すということで、自分の子供を見つめることになりまして、もう一つは、親は気付かないでいるけれども、その子が持っている発達の上でおくれている部分とか、これはすごくこだわっているというのはここに書き込めることで違ったその子が見えてくるような気がするんですよ。これは福祉だけでなく、これは全部、二十歳までですから、教育委員会も関係すると思うのですけれども、中学校の記録、それから高校のときの記録、どういうことを、追加シートもあります。いろいろな形であるんですよ。できれば母子手帳もとても大事だと思います。それにプラスして、鶴居はそういうことで始めたみたいですが、どうしても発達支援が必要な子供に対して言えなかった、言えない、親に伝えられないというのをこの中で書き込むことで伝えられるということもあるということ言っていましたので、ぜひ、こういう形の厚岸版をつくってもらいたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、おっしゃられたその発達に心配のある子供さんには本当に大事なものだという認識は持っております。ただ、どうしても保護者の方が書いて



いくということになりますので、母子健康手帳というのは健診だとか、そういうときにその機関で書いてもらう。そして、それを今度またこちらに写してというような形になってまいりますので、そういう部分では必要な方というのはやはり限られてくるのかなと思いますので、それらも含めてもう少し鶴居村の状況を見ながら検討していきたいなと思います。

- 議長（佐藤議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。  
昼食のため、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後13時00分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。  
5番、竹田議員の一般質問を行います。  
5番、竹田議員。

- 竹田議員 質問通告書に従って、質問を行います。

1、新婚支援の拡充について。

(1) 厚生労働省によると、2015年の結婚件数は63万5,156組で戦後最小を更新、若者の結婚に対する価値観の変化や恋愛意欲の低下、出会いの減少などが背景として挙げられているとしている。このことが少子高齢化率を引き上げている要因となっているのではないかと思う。このことを町はどう捉え、どのような支援や解決策を考えているのか。

(2) 政府は先月、結婚を希望する男女が出会いを求めて行う婚活への支援について、これまで地方自治体の事業に限っていた対象を企業や団体が実施する取り組みにまで広げる方針を発表した。既に内閣府に有識者会議を設置して具体策の検討を開始。年内に提言を取りまとめるとした。婚活について町はどのように捉え、どう考えているのか。

2、新築住宅及び既存住宅への支援拡充について。

(1) 拡充への検討は、どのようになっているのか。

3、ふるさと納税について。

(1) 今後の課題と抱負について、どのように考えているのか。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 5番、竹田議員のご質問にお答えします。

1点目の、新婚支援の拡充についてのうち、初めに、厚生労働省によると2015年の結婚件数は63万5,156組で戦後最小を更新、若者の結婚に対する価値観の変化や恋愛意識の低下、出会いの場の減少などが背景として挙げられているとしている。このことが少子高齢化率を引き上げている要因となっているのではないかと思う。このことを町はどう

捉え、どのような支援や解決策を考えているのかについてであります。町としても、少子高齢化の進行はご指摘のとおり、若者の結婚に対する価値観の変化や恋愛意欲の低下、出会いの場の減少などを背景とした結婚件数の減少が大きな要因の一つであるのではないかと考えております。

国立社会保障人口問題研究所においても、少子化の進行の原因の主な要因は、未婚化、晩婚化の進行によるものと指摘しており、また初婚率の低下の主な要因は、見合い結婚の減少と職場での出会いを通じた結婚の減少の二つであると指摘しているところであります。

結婚については、各個人の自由意思に委ねられるものであり、難しい取り組みであります。厚岸町未来創生総合戦略に位置づけしている結婚支援と出産、育児環境の整備の項目に掲げている北海道が行う婚活支援施策との連携など、子供を産み育てやすい環境の整備をしっかりと推進していきたいと考えております。

次に、政府は先日、結婚を希望する男女の出会いを求めて行う婚活への支援について、これまで地方自治体の事業に限っていた対象を企業や団体が実施する取り組みにまで広げる方針を発表した。既に内閣府に有識者会議を設置して具体策の検討を開始。年内に提言を取りまとめるとした。婚活について、町はどのように捉え、どう考えているのかについてであります。当町でも全国的な傾向と同様に、未婚化や晩婚化など、さまざまな背景により厳しい少子化の状況にあり、結婚し、家庭を持ちたいと望む若者が、その希望を叶えることができる地域社会の実現のため、婚活パーティは一つの有効な取り組みであり、官民間わなない取り組みが求められると考えております。

なお、当町が連携している取り組みとしては、北海道において道内の結婚支援情報として婚活イベント、相談、ルールやマナーなどについての情報をホームページに掲載し、周知を図っておりますので、これらとの連携を図ること。当町が支援している取り組みとしては、釧路管内結婚支援協議会が昨年、釧路管内結婚支援広域連携促進事業を初めて実施し、チーズをめぐる美味しい冒険と題して、鶴居村を会場に行われ、男女各16名、合計32名が参加しております。残念ながら厚岸町からの参加はおりませんでした。今年度は厚岸町を会場に実施が予定されておりますので、積極的な周知を図っていききたいと考えております。

また、厚岸町農業担い手育成支援協議会が平成23年度から「めぐり逢いパーティー」を釧路市や厚岸町で開催しており、昨年まで6回開催されておりますが、今年度においても年明けの開催が検討されております。厚岸町としては、引き続きこれらの取り組みにしっかりと連携、協力していきたいと考えております。

続いて、2点目の新築住宅及び既存住宅への支援拡充について。拡充への検討はどのようなになっているのかについてであります。町では新築住宅への支援につきましては、厚岸町住宅新築支援助成事業実施要項に基づき、平成26年4月から助成金を交付することで開始し、現在3年目を迎えております。引き続き支援助成事業を実施することで、定住人口の確保と町内産業の活性化の促進などを図ってまいりたいと考えております。

住宅新築への支援を開始した平成26年度の助成額は、1戸当たり20万円で、計8戸に対して160万円、平成27年度の助成額は、1戸当たり20万円に、国の平成26年度補正予算に盛り込まれた地域住民生活等緊急支援のための地域消費喚起・生活支援型の交付金の

活用により、町単独事業の住宅リフォーム支援事業と住宅新築を支援するための助成制度の拡充を図り、平成27年度に限り、住宅新築には1戸当たり20万円分の商品券を上乗せし、計7戸に対して280万円となっております。本年度は商品券の上乗せはなく、助成額を1戸当たり20万円とし、現在までに3戸に対して60万円の助成を行っております。

住宅新築の支援は経済効果も大きく、管内市町村などからの情報収集を行っているところですが、事業の検証を進めながら地元受注工場にも使用できるようさらに検討してまいりたいと考えております。ご理解願います。なお、既存住宅への支援につきましては、現行の住宅リフォーム支援事業について、当面の継続を行ってまいります。

続いて、3点目のふるさと納税について。今後の課題と抱負についてであります。ご質問は6月から開始した返礼品制度に対することとしてお答えをいたします。

まず、今後の課題につきましては、他の市町村に比べ返礼品の種類と提供業者が少ないことが挙げられます。返礼品にかかわる業務の一部を委託している業者によると、寄附額の多い団体の返礼品は、おおむね100種類から200種類であるとのことであり。現在、本町の返礼品は、品切れのものを含めて43種類であることから、これを少なくとも50種類から60種類に増やすことが当面の目標であり、そのためには商品を提供して下さる業者を増やしていく必要があると考えております。

次に、抱負については、今後も関係団体等の協力を得て、厚岸町が全国にアピールできる特産品を初め、今年誕生した釧路太田農業協同組合のあつけし極みるくや厚岸漁業協同組合の弁天かき、数年後出荷予定の厚岸町蒸留所のウイスキーを返礼品に取り入れるなど、その充実を図りながら寄附額をさらに伸ばして町内経済の活性化につなげてまいりたいと考えております

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 新婚支援の拡充についてということで、北海道が行う婚活支援施策との連携など、子供を産み育てやすい環境の整備をしっかりと推進していきたいというお答えなんです。これらについての具体的な考え方というのは、現時点で町としては何も持っていないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 考え方といいますのが、その未来創生総合戦略に基づいてこの取り組み、未来創生総合戦略で示している結婚支援と出産・育児環境の整備というところで、この中に次のご質問にありました婚活という具体的なことがこの項目の中で戦略の中に主な取り組みとして載っております。北海道が行う婚活支援施策との連携ということでその取り組みを載せております。それと、農業担い手育成支援協議会が実施をしている婚活パーティーもございます。それらについて支援をきちんとしていきたいということで内容的には次の質問に対して書かせていただいております。ただ、大きな考え方としては、その未来創生総合戦略に載せた項目の中で推進していきたいというこ

とで、考え方を述べさせていただいております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 町独自としての具体的な考え方ということを知っているわけですね。

管内の婚活支援協議会がやっているところに参加しようとしたんだけど、鶴居村を会場にして行われた。しかし、厚岸町からの参加はなかったと。参加がなかったというのが大きな問題点になるんじゃないかと思うのですよね。参加しなかった理由というのは、ただ単に募集をするのが弱かったとか、そういう問題ではないと思うのですよ。周知をしなかった、それをやるのが知らなかったというのは、まず一番の問題だと思います。

ところが、深く物事考えると、例えば周知をしたとしたら本当に来たんだろうか、この場に魅力があって来たんだろうか、そこまで物事考えないといけないと思うのですよ。そこはどう捉えているのかというのが問題だと思うんですけども、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 去年、事業は初めて実施がされております。それで、今年も実施を予定しております、次の質問のところでお答えさせていただいておりますけれども、今、内容の検討をしておりますけれども、厚岸町を会場に実施をするということで、その協議会の中で話し合われております。そういうところで、それらが正式に決まりましたら、町内の周知というのはしっかりやっていきたいなと思っております。そういう積み重ねの中でそういう問題点も含めて検討をしていかなければならないと考えております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 この問題というのは結婚がなければ自動的に子供もできない。結婚して先に子供つくる人もいます。そういう人は例外として考えて、普通一般的に考えると結婚して子供ができるという順番ですね。この少子高齢化というのは、急げば急ぐほどいいことだと思うのですよね。これ、5年も10年もかけて成功に導くやり方をしていくのか、何年をめどにしてやっていくかということがとても大事なところだと思うのですけれども、成功に導いていくためにどのくらいの時間をかけてやろうとしているのか、それが全く見えてこないと思うのですよ。その辺はどう考えているのか。

それともう一つ、この今年度厚岸町で会場実施してやるといっているのですけれども、この企画というのは誰が企画するのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この婚活という部分については、目標を立てて何年までに、

例えば何組の成功を目標にするだとかということは現実的には難しい問題だと思います。婚活パーティーを開いて、今、全国的な取り組みとして民間企業含めてそういった取り組みがあります。そういうところでお金を払ってやっている部分についてもなかなか進まない部分なんかもあるように聞いています。

その町独自の取り組みとして、そういうものをやるとしたとして、なかなか厚岸町内での取り組みでは難しい部分があるなと思っております。そういうことも含めて、今、釧路の振興局が事務局になって各町村の担当者が入った釧路管内の結婚支援協議会というのをつくって、そこでこの婚活パーティーを企画をして実施をするということで去年から始められております。ただ、実際には協議会の構成というのは、私どもが入っているような、職員が入っているような状況になりますので、そこでなかなか企画で難しい状況もございまして、その協議会から業者委託をしてそういった企画をしているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 先に企画については、やっぱり役場の職員がやるということじゃなくて、例えば商工会の青年部、そういう団体を利用した婚活の活動をどうしたらいいのかということを一から練ってやっていくべきのほうがいいような気がするんですね。それをまずやってから青年部としてのいろいろな商工会に入っている湖北商業連合会、厚岸商店連合会とかの青年たちが少ないですけれどもいると思うので、そうやって少しずつ若者の意見を聞いていくということが大事でないかと。

実は、この婚活支援、新婚支援拡充についてということで、1,000万人を越える若者の声を集めたというボイスアクションということで、日本全国に署名を集めたのですよ。これは、20代、30代の若者が1,000万人を越える声を集めて国に提示をしたわけですよ。日本全国の一つの問題であると。これに着手することによって、少子高齢化が防げるのではないかという大きな問題がありました。そこで、1,000万人を越えるボイスアクションを起こして国に要望したと、そういう前例があるわけですよ。それに対して国は、10.3億円もの金額を計上して婚活支援、それから未婚、晩婚も含めてやっていきたいと思います。年々高まっていることを総力挙げていくためにはまだまだ足りないだろうと、これからもっともっと拡充していきますよと。それが加藤勝信1億総活担当相が答えているわけですよ。それでも足りないから、来年度については概算要求も含めて、道補助金プラス6.1億円を盛り込みましょうということになっているわけですよ。それだけ国を挙げて頑張ろうとしているわけですよ。それに対して、では厚岸町はどうするんだということですよ。

町長も普段から言っています。議会があるたびに。やっぱり厚岸町に住んでよかった、住みたい町にしたいという気持ちがあるのであれば、厚岸町独自のそういった新婚になる支援をもう少し具体的に考えるべきだと思うのですよ。

この企画作業に当たっては、役場の職員だけで考えるのではなくて、そういった先ほど言った商工会、青年部などを企画の中に、それは審議会なのか何なのかわかりませんが、名前をかえたそういった組織づくりをまずはして、それでこの新婚支援につ

ながっていくような施策を取り組んでいていただきたいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この釧路管内の結婚支援協議会につきましては、事業を実施する上で、やはりお金が必要で今おっしゃられた予算の関係もございまして、そういうものを活用してということで振興局が事務局になってその予算を活用させていただいて進めているということでございます。

それがその振興局の社会福祉課のほうでの取りまとめということで実施をしております、そういうポジションのそれぞれの市町村から出ていってというようなことになっておまして、お金もかかる関係もございまして、そういう補助金を使ってそういう取り組みをしているという状況でございます。それらが去年から始まったというような部分もございますので、そういう中で今後の取り組みというのは考えていかなければならないかなと思っております。今の状況ではその取り組みをしっかりと参画をしていくと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 例えば今年からやっとうまく、今年じゃないですよ、今年度、また来年に向けて例えばそれが、支援策がきちんと整って早くやったとします。そのカップルがもしできたとする、そのときに、その年に子供ができた、5年かかってやらなかったら、もしその年に、来年度子供もできたとしたら、5年おくれなら5歳の子供いるのか0歳の子供か誰もいなくなるのかというくらい重い話になってくると思うんです。これ、現状だと思うんですよ。

要は、自分たちの考えの中でやろうとすると難しいと思います。だから、いろいろな人たちの意見を聞くということが大切なことだと思います。これ、厚岸町の全体なんです。役場の人間が総合振興局どうするかという話ではないと思うんです。だから、そういう団体の人間を取り入れてやっていかなければならないと思うんですよ。だから、自分たちの組織の中で考えようとしたら、それは無理があると。いろいろな組織の中の町民の声を聞くということは大事だと思いますよ。ましてやその町民のこれから結婚したいという人たちも中にいるかもしれない。その情報をまずつかむだけでも膨大な情報だと思います。誰に向かって情報を流すのかということも、それは町の人間のことを把握しないと、情報を流すことも場所も誰に向かってやっていいのかがわからなくなっちゃう。そういう意味も含めて、そういう団体の力を借りて、組織づくりを立ち上げてやっていきましょうという、その案はどうなんですかということなんですよ。それはやらなくても俺たちでちゃんとできるんだという確信があれば別ですよ。どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

昨日も杉田議員からこの問題のいろいろな提案等含めて質問があったわけでありまして。

少子化の要因についてはいろいろとあるわけでありまして、やはりその中でも未婚化、晩婚化が最も大きいのではなかろうか、そのように考えるわけでありまして。資料も提出いたしておりますが、昨年、結婚したのは30件、26年は42件、このような数字に相成っておりますわけございまして、特に近年は30件から40件という流れが続いておるわけございまして、そういうことを考えますと、今ご提案がございました、何かを、そういう動きをしなければならぬんじゃないかということは私は同感でございます。いろいろと今後の課題として研究をさせていただきたい。そして、どのような方法が一番これからの婚姻に対しての役割を果たすことができるのか、町としても検討していきたい、そういう考えですので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 検討に入るときに、その検討は役場の中だけでやるのか、それとも検討委員会を立ち上げて、市議会みたいなのを立ち上げてやるのかどうかも含めてそうやったことを全部網羅して検討したいということなのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） そのとおりでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 次に新築住宅及び既存住宅への支援の拡充についてということで質問させていただきます。

定住人口を確実なものにしていくということで、鶴居村が我が町に住んでいただくと支援策として100万円を補助金として出しますといった拡充的な支援策を村を挙げてやっています。これらの取り組みについて何か町としては賛成できる施策なのか、それは厚岸町としてはまずいなと考えているのか、その辺の具体的な取り組みをしていることについての考え方をまずお聞きしたいと思いますけれども。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） これまでの事業、現在行っている事業の継続に当たりましては、この我が町、北海道の東に位置する厚岸町の地域特性を加えたそういった検討も必要になってきているというところでありまして、より効果的な事業展開をしていきたいなという思いであります。したがって、鶴居村であればそういったどこかから人を定住していただきたいというような、全面に押し出したPRまちづくりとか、そういった特徴的なものやっております。そういったものを参考にしながら、厚岸町もそういう

定住人口について捉えた検討が必要であると、現在そのように考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 資料を出していただきました確認申請の町内、町外の、年度におくと必ずしもいつもいつも町内、町外が負けているのかと、負けているという言葉が適当なのかどうか分かりませんが、いずれにしても確認申請の全体件数、これについてはやはり総体的にいくと、地元の率というのが40%、いずれも地元業者が地方の業者に押されているというのは現状だと。

例えば、1軒辺り2,000万円の工事額があるとしたら、それが例えば10軒あるとしたら、そのうちの4軒が地元業者、額にして2,000万円辺りだとすると4軒ですから8,000万円、片や地方の業者でいくと6軒ですから1億2,000万円、簡単にいうとそういう数字が見られるわけですね。そういった数字を見ると、経済効果のことを考えると、逆にぞっとする数字ではないのかなと思います。

ましてや、個人投資をして厚岸町の経済を担っていかうとする投資額の中で個人投資をするこの額というのは、大きく言えば住宅、次にベンツもあればいろいろな高い車もあります。そういったことを考えると、投資額については住宅か高い車かとなると思えます。ただ、住宅の場合は今、長期ローンといって30年間のローンが組めるようになっています。それから、2世帯に2代、自分の時代とそれから自分の子孫、子供に反映したローンで、これは北洋銀行独自で持つ45年ローンというのがあります。それだけ今は長く住宅がもつのだということで、建設省、総務省、それから産業省も認定しているからこそ、銀行もそういった取り組みができるわけですね。

住宅というのはそれだけ長い間、一度建つと、車は買うときに一度の税金、それから毎年来る税金も確かにかかる。ところが年数は短い。ところが住宅というのは、朽ち果てるまでそこに税金はずっとかかってくるわけですね。投資して経済効果を上げて、なおかつ固定資産税を払っていくとなると、そこにマイナス面ばかりが生じるわけではない。個人の投資に対してこれだけ多額の額の投資をするわけですから、そこに町としての支援を出すということは、リフォームに対しての最高額20万円、それは200万円に対しての10%ですから20万円、ところが数千万にお金を投資しても20万円というのは、経済効果から考えたら全く歩合の悪いものだ、これは町民の声です。これを何度も何度も言っているわけですね。町のためになる経済効果を上げていかうとする施策をなぜ早急にやってくれないのかと。大きな地方の業者が厚岸町で仕事をします。法人格を持っているところは法人税が入ります。法人格を持っていないところは厚岸町には1円たりともお金は落ちません。総額の建設費全てが地方業者のほうに回っていくわけですね。そういうことを考えると、早目にこの対策は考えていただきたいというふうに思うのですけれども、再度の質問なのですけれども、どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。



●建設課長（松見課長） 今、新築住宅の20万円、それからリフォームが20万円が同じ限度額の助成であるということは、当初額に対して平等な配分ではありませんので町民にとってはどうなんだというようなことですが、この金額の大小によって、ただそれだけのみによって今回資料で要求されたものにちょっと地元受注率というのも余計な欄であったかもしれませんが、載せていただきました。これはこの件で私ども検討している中で非常に重要視していかなければならない部分だなと捉えていただきたいと思いますけれども、やはり今、議員がおっしゃったように地元でどうやって外にお金を流さないようにできるかということについては、行政としても何とか後押ししていきたいなと思っております。そういった意味では、早急に対策が講じられるように進めてまいります。金額の大小についての考え方、それについても議員の意見も参考にしながらちょっと検討させていただくということで、現在は不平等、不均衡であるというのですか、そういったことについてちょっと私どもの考え方を示すことができませんので、今後の検討の中で明らかにしていくということで、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町中小企業振興基本条例をつくりました。この総論の中で、厚岸町の地域経済を支える中小企業は、豊かな町民生活の実現には切り離すことができないものになっており、次の世代に伝えていくべき代えがたい財産であると、ここに私たちは、中小企業の振興が、厚岸町のさらなる発展に欠かせないものであることを共通の認識とし、関係するすべての人の協働により、この代えがたい財産を守り、町民生活の維持、向上を図るため、この条例を制定するとしてあります。

第1条に、目的としてあります。

総合的に推進し、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とするとしてあります。さらには、第3条第4号、町、中小業者は大企業者及び町民の協働により行われることとします。第4条第2項、町は工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとするという基本条例をせっかくこうやってつくったのですよね。では、この基本条例にしたがって、何のための基本条例だったのかと考えてしまうわけですよね。そこも鑑みながら、早目にぜひ実現に向かってやっていただきたいと思いますけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 私どももこの厚岸町中小企業振興条例を重んじて、それを念頭に置きながら行政運営をさせていただいているつもりでおります。町だけの責務だけでなく、町民も自ら頑張っている業者もたくさんおりますので、そういったこと、業者の意見も聞きながら、どうすればこの振興条例が生かされるのか、特にこの住宅に関しては、新築住宅のみならず住宅政策の一部として考えていくべきものと思ったときに、そういった先ほどのリフォームであるだとか、例えば解体であるだとか、いろいろな課

題が浮上してまいっておりますので、この振興条例を基本に町民とともに頑張りたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 ぜひよろしく願いいたします。

3番目のふるさと納税についてお聞きをしたいと思います。

厚岸町がふるさと納税をやったらいかがかという提案をさせてもらいまして、当時は余り乗り気でなかった返事が、今年度からやるというふうになってかなり力を入れてやっているようです。資料をいただきました。約半年余りで1億を超えております。その金額をどうせホームページを立ち上げて町が投資をしたわけですね。この投資した額をまずこのふるさと納税の返礼品をして残った、間違ったらごめんなさい、約30%ぐらいですか、町に残る返礼品をして、なおかつホームページを作成するふるさとチョイスの会社に使用料、それからサーバー代いろいろ等納めなければならないというものを除くと約30%とは聞いているのですけれども、それが正しいのか正しくないのか、そのときにお答えしていただければと思うのですけれども、そういった投資をした額面もこのふるさと納税から早目に回収をしなければいけないという部分もあります。時間も余りないので、端的に言いたいと思います。

予算の中でもまちおこし隊が今回まちづくりのほうでようやく見つかったということでもあります。この方の新聞の内容によりますと、コンキリエを中心とした体験型のことをやっていきたいと書いてありますけれども、体験型が非常に観光のスポットとして体験しながら少人数で観光したいという人が非常に多く、変わってきているということで、そこに重視してやっていきたいというのは町長もお話をしておりました。そこは非常に大事なことだと思います。

厚岸町と町民のいろいろな皆さんの意見を聞いて、体験型をするそういった考え方もあってある程度の日数をここに来て、厚岸町に来て、1泊でも2泊でも泊まって体験観光をして泊まると。その中で魅力のある厚岸のかきとか海産物等々を食べてもらうといった一つの展開を返礼品の中に、来てもらったから1品を返すという、そういうことではなくて、体験型を含めた観光も入れた中での返礼品、要するにそれが旅行券として出すべきなのか、それとも体験型観光コースの参加費用としての返礼金として出すのか、そういったことをなかなか町内にコンキリエさん、それから漁業協同組合、農業協同組合という大きな組織でもって返礼金を出すことができるけれども、小さな商店にしては返礼品を出すということはなかなかできない。それは要するに町民の声から大きなところだけが返礼品を扱って一人勝ちしちゃうよねという話が出ています。そういったことをもっともっと縮小して考えてしまうことになってしまうのですよね。ところがその返礼品を出す業者というのは余りにも少ないから、商品も少ない。そこで、もうちょっと裾野を広げて参加できる人間を増やしていくということであれば、そこに観光協会、例えば商工会、そういった方々も参加しつつ体験型をやるのであれば、せっかく来ていただいたまちおこし隊が来るわけですから、その人の個人的な考えがどうであるかというのは私はわからないのですけれども、新聞ではコンキリエを主としてというか、コンキリエ

を拠点として体験型をやりたいということでもありますから、ふるさとの返礼品、こういったこともそういったことを網羅しつつ考えると、一つはおもしろい事業展開になっていくだろうし、いろいろな方々がこのふるさと納税に参画できていけないのではないかとということなんですけれども、このことについてはどう思われるのかお聞きをしたいと。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私、今、質問につきまして若干ご理解いただきたいと思いますが、ふるさと納税は平成20年、2008年から始まっています。厚岸町も当然それに参加をさせていただいているわけでありまして。返礼品が始めたのが今年の6月からということでございまして、この点ご理解いただきたいと思います。あとの問題については、担当から答弁をさせます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、前段の部分ですけれども、単純に計算しますと、例えば1,000万円ふるさと納税が来たとして、寄附があったとして、40%、その5割が返礼品としての支出、さらに加えて1割が一部業務を委託している業者への委託料となるということで、その残った4割、40%の中から各種かかる費用を除いた部分が厚岸町としての寄附金として残るお金ということで考えていただければと思います。

今、議員言われましたとおり、通年を通して町としては返礼品の業者を募っているわけでありましてけれども、また今、商工会のご協力もいただきながらいろいろと働きかけをしていただいております。ただし、議員おっしゃるとおり、やはり、特に小さな事業者になりますと、注文に見合っただけの商品がいかに出せるかということが大きな課題なのだろうと思います。そこをどのようにクリアしていくかという部分も今後の課題になってくると思いますし、また今、特に10月以降、12月の末まで、かなり多くの申し込み件数が来ております。ですから、今、提供業者になっていただいている漁業協働組合であるとか、あとはコンキリエであるとかも、やはりその注文に見合っただけの商品をそろえるということが特に厚岸町の場合は海産物が多いですから、そこが今後の課題になってくるだろうと思います。

体験型の部分でいきますと、特にふるさと納税で有名な町としては、上士幌町が挙げられます。ここでは気球ですか、これらの搭乗券というものもたしか返礼品として出しているのだと思います。厚岸町としても、今コンキリエで行っている体験型の事業がありますけれども、これらもこの返礼品の中に加えることによって、これはあくまでもコンキリエとしてどのように捉えていただくかということもありますけれども、そうすると厚岸町に来ていただける方に喜んでいただく返礼品になるということも考えておりますけれども、これらもまだまだ今年始めたばかりですので、今後の大きな課題としていろいろとそういった返礼品を提供いただける事業者の皆さん、さらには今後、参加をいただく業者の皆さんとも相談もしながらそういったバラエティーに富んだ返礼品をそろえていければという希望はありますけれども、こういった部分ではなかなかすぐに進め

られない部分もございますので、まずは検討をいろいろとしてみた中で、また事業者のお力、商工会のお力もお借りしながら進めていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 体験型だけがすばらしい返礼品になるのかといたら、もっとすばらしいものがあるかもしれない。ただ、その一つの方法論としてたくさんの町民の方、たくさんの町民の業態を持つそういう組織団体、中小企業、そういった人たちがこのふるさと納税返礼に対してたくさんの人が参加をしたほうが絶対いいんだということで、年がら年中参加しませんかということをお募りしているわけですね。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この10月ぐらいから寄附の申し込みが多くなるだろうという予想もして、説明会をするべく広報での呼びかけも行いましたけれども、結局なかなか集まらないというのが現実でありまして、今、商工会のほうと話をしまして、来年になるかもわかりませんが、その商工会の何らかの会議の中で皆さんが集まった中でこの今回業務の一部を委託している業者もお呼びして、その説明をしていただくという今、検討もしておりますので、今後そういったことでさらにこのふるさと納税の取り組みを進めていきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 なかなか集まらないというのは多分興味がなくて集まらないんじゃないかと、呼びかけられたけれども、何を答えようと、こんなのアイデアがいいんじゃないかというそのアイデアが浮かばない。だから言おうというそういう意欲がなくなってくる。そういう意味で参加してこれを言おうというのがないんだと思うのですよね。そういうことを考えて、例えば商工会もそうなんですけれども、観光協会も含めてそういった人たちに何回も何回も呼びかけて集まっていただいて、知恵を出してもらおうという考えでやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいまの議員の意見、貴重なご意見として今後の取り組みに生かしていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会に通告のありました7名の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問

第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明申し上げます。

現在、厚岸町では人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち横井久美委員が、平成29年3月31日をもって任期を満了することになります。つきましては、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実像に通じ、人権擁護について理解のある同氏を当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町宮園3丁目148番地。

氏名、横井久美。

生年月日、昭和19年1月1日。

性別、女。

職業、無職であります。

また、横井氏の学歴と職歴を2ページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は同法第9条の規定により、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

続いて、諮問第2号であります。

ただいま上程いただきました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち西條俊介委員が、平成29年3月31日をもって任期を満了することになり、この委員の再任に対して、本人から辞意を示されております。このため、後任については、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実像に通じ、人権擁護について理解のある中田由美子氏を新たに当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案書3ページをごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町山の手2丁目90番地。

氏名、中田由美子。

生年月日、昭和23年1月21日。

性別、女。

職業、無職であります。

また、中田氏の学歴と経歴を4ページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は同法第9条の規定により、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

の3年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、諮問第1号について質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

- 議長（佐藤議員） 次に、諮問第2号について質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第4、議案第71号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用  
水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、平成28年9月12日開会の第3回定例会において、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めているところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1番、大野委員長。

- 大野委員長 ただいま上程いただきました議案第71号の条例審査特別委員会の報告を行

いたいと思います。

平成28年9月12日開会の第3回定例会において付託されました本件につきまして、平成28年10月6日、24日、11月18日及び12月6日に本委員会を開催し、理事者からの説明を受け、かつ各委員の質疑を行い慎重に審査した結果、可決すべきものと決しましたのでここにご報告申し上げます。

なお、当委員会は、次のとおり附帯決議をいたしました。

1、水道事業は人口減による収益減など、水道事業経営は厳しさを増すことが予想されることから、独立採算の原則を踏まえ、長期にわたる経営計画を樹立するとともに、今後予想される老朽管等の更新には有利な補助金等を最大限に活用するなど、さらなる経営努力をすべきである。

2、町は、水道が町民生活と産業活動の基盤であることを重要視し、今後町民負担の増大を招かぬよう、公営企業としての経営基盤の安定を図るために交付金の優先的活用や今後予想される多額の老朽管対策等については、通常の経営とは別に一般会計等からの資金投入なども検討すべきである。

以上、審査報告といたします。

- 議長（佐藤議員） 議案第71条厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後2時04分休憩

午後2時16分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告の申し出がなされております。

これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会運営委員会報告を議題とします。

委員長の報告を求めます。

5番、竹田委員長。

●竹田委員長 議会運営委員会報告といたします。

12月15日午後14時10分から第9回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告をいたします。

追加議案として提出された附帯決議案第1号、議案第71号 厚岸町給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議の取り扱いについて協議いたしました。

その結果、本会議において審議を行うことに決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

お諮りいたします。

附帯決議案第1号、議案第71号 厚岸町給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程として直ちに議題にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、附帯決議案第1号、議案第71号 厚岸町給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案配付しますので、少しお待ちください。

●議長（佐藤議員） 追加日程附帯決議案第1号、議案第71号 厚岸町給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（福田係長） 附帯決議案第1号、議案第71号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議、上記議案を次のとおり提出する。

平成28年12月15日。



提出者、厚岸町議会議員大野利春。賛成者、厚岸町議会議員南谷健、同じく室崎正之、同じく竹田敏夫。

議案議題第71号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議、議案第71号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、条例審査特別委員会で慎重に審議を行い、本会議で可決となったが、その施行については下記の事項について配慮し取り込まれるよう求めるものである。

記。

1、水道事業は、人口減による収益減など水道事業経営は厳しさを増すことが予想されることから、独立採算の原則を踏まえ、長期にわたる経営計画を樹立するとともに、今後予想される老朽管等の更新には有利な補助金等を最大限に活用するなど、さらなる経営努力をすべきである。

2、町は、水道が町民生活と産業活動の基盤であることを重要視し、今後町民負担の増大を招かぬよう、公営企業としての経営基盤の安定を図るために交付金の優先的活用や今後予想される多額の老朽管対策等については、通常の経営とは別に一般会計等からの資金投入なども検討するべきである。

以上、決議する。

平成28年 月 日。

厚岸町町議会。

●議長（佐藤議員） 提出者であります大野議員に提案理由の説明を求めます。

1番、大野議員。

●大野議員 ただいま上程いただきました附帯決議案第1号、議案第71号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議の提案理由を説明いたします。

本附帯決議案については、議案第71号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてが先ほど本会議で可決となりましたが、条例審査特別委員会においてなされた附帯決議を本町議会の意志として決議し、条例の施行については十分な配慮を求める必要があるため、ここに附帯決議案として提出するものであります。議員各位におかれましては、深いご理解のもと、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、議案第87号 新たに生じた土地の確認について、議案第88号 町の区域の変更について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第87号 新たに生じた土地の確認について及び議案第88号 町の区域の変更について、提案内容をご説明申し上げます。議案書は5ページをお開き願います。

議案第87号 新たに生じた土地の確認についてでございます。

本件は、国が実施する厚岸漁港整備計画に基づき、第三種厚岸漁港の建設工事を施工する上で必要となった公有水面の埋め立てについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき北海道より意見を求められ、同法第4項の規定により昭和57年6月に議会の議決を得て異議のないことを答申し、建設工事が行われました。

本年4月6日付で国より北海道に対して工事竣工の通知がされ、これが受理されて厚岸町へ通知がありましたので、これに伴い地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について議会の議決を求めるのものであります。

内容であります。確認地の所在は、厚岸郡厚岸町若竹1丁目1番及び5番に隣接する公有水面埋立地、面積1万9,797.99平方メートルであります。所有者は国であります。

6ページをごらんください。

位置図であります。図面中央部の円で囲った部分、厚岸漁港内にあります。

次のページをお開きください。

所在図であります。図面中央部分やや左側になりますが、通称若竹第2埠頭の先端部分に位置する太線の実線で囲まれた部分が本件埋め立て区域であります。

次のページをお開きください。

旧跡図であります。

右側のほうをごらんいただきたいと思います。①から⑩の点を順次結び、最後に①に戻った太線に囲まれた区域が埋め立て部分であります。

その中でAからA'部分の断面図を図面の左側下部に示しております。埋め立て区域の形状は陸に平行に約159メートル、垂直方向に約124メートルの四角い形状であります。埋め立て区域の面積であります。1万9,797.99平方メートルとなります。図面右側下部に旧跡表を示しております。座標法により計算したものであります。

次に、議案第88号 町の区域の変更についてでございます。

議案書9ページをお開き願います。

変更しようとする町の区域は、議案第87号で説明した厚岸漁港整備計画による第三種

厚岸漁港の建設工事に伴い、公有水面を埋め立てしたことによる新たに生じた土地を本町の区域に編入するため、町の区域を変更するものであり、変更するに当たり、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容であります。町の名称は、厚岸郡厚岸町若竹1丁目、変更する町の区域は編入する公有水面埋立地として、厚岸郡厚岸町若竹1丁目1番及び5番に隣接する公有水面埋立地。面積1万9,797.99平方メートルであります。位置図、所在図、旧跡図は、議案第87号で説明したとおりであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより議案第87号について質疑を行います。ございませんか。  
6番、室崎議員。

●室崎議員 今、提案理由説明を聞いていてちょっとびっくりしたんですが、公有水面埋め立てのときには議会にかけて承認が要りますよね。その議決が昭和57年であったと。昭和57年に議場にいた方は今、この議場には一人もいないと思います。

それで参考のため、後学のためにお聞きをしたいのですが、公有水面埋め立てでこの類いのものというのは、竣工しましたとって新たに土地の生じた確認としての、要するにでき上がったわけですね。その議決までに30数年、それぐらいやっぱりほかもかかるものなのではないでしょうか。まずこれが1点。

それから、あとはこれは国有地だから所有登記を起こさないで地番がつかないと理解すればよろしいのでしょうか。あとは、その場合、この土地を表す表示は、若竹1丁目5番地先国有地ということになればよろしいのでしょうか。

この3点、教えていただきたい。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この議案につきましては、埋め立て者が都道府県知事、工事の認可を受けて、それを北海道が厚岸町に意見を求めて議会を経たと、今回の場合は昭和57年6月と、このように他の事例も一度この時点で議決を経ます。その中で一定の工期なども説明をさせていただいて、57年の議案の内容ですけれども、具体的な工期は説明はしておりません。つまり表示されていなかったところがございます。他のものについてもそのようになっております。ただ、実際には、工事が竣工した際には、直ちに都道府県知事に報告すべしというのが、公有水面埋立法第42条に記載されております。今回はその竣工通知が国から北海道に出され、北海道から厚岸町に通知があったということでございます。時間的には大分長くたった竣工通知だったということでございます。

それから、つけ加えて今の捕捉させていただきますけれども、議案の中には表示されておられませんけれども、私どもが北海道から受けてそれをもとに議案を提出したわけがございますけれども、その公有水面埋立承認願書、いわゆる国から北海道知事宛に出された写しが添付されておまして、それを見ると埋め立てに関する工事の施工に要する

期間が4年6カ月、今回の場合ですけれども、そのように今、確認をしてございます。

それと、地番の関係でありますけれども、現在は国の所有という不動産登記法に基づく登記が現在行われておりません。それで、お話を聞くところによると、今般はこの部分について登記を考えていると聞いております。そのときには法務局でこの1丁目の後の番号、これは法務局のほうで付番されるものとなります。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 どうもよくわからないのですね。いいの悪いのじゃないんですよ。

工期4年で昭和57年に公有水面埋め立ての認可をとったものが平成28年になって出てくる。これはちょっと普通の状態ではないんじゃないかと。どういう特殊事情があったのか。しかも場所は静質な内海です。そして、たかが3,000坪ぐらいの土地ですよ。それがこんなに時間がかからないとできなかった事情は何なのか。そういうことは国や道の偉い人は町なんかに教えないということですか。こちらでは全然わからないということですか。ちょっと解せないですよ。

それから、地番云々に関しては、この後、表示登記を起こして地番付用するというのであればそれで結構ですが、今のところは5番地先と、国有地ということになるのでしょうか。いかがですか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この手続の流れが一つ問題でございます。公有水面埋立法では国以外による埋め立ての場合の諸手続、認可の手続、それから申請の手続、それから一方では国による埋め立ての場合と二つになってございます。

まず、一つのほうは、公有水面埋立法第2条関係は国以外のものによるもの。例えば、北海道が埋めるなり、個人が許可をいただくなど、そういった場合ですけれども、これは免許申請を知事に出すこととなります。免許は知事が町議会の意見を聞いて免許を出します。ここまでが第2条、第3条の関係。それから、同じく法第22条に行きますと、今度は工事が竣工したときであります。竣工したときは、知事へ遅滞なく竣工認可申請をすべしとなってございまして、同項第2項で知事は竣工認可をしたときは遅滞なく告示し、告示した事項及び免許条件写しを省へ送付すべしと。この送付があったときには今般の新たに生じた土地の確認ということで町は議会の議決を求めるものであります。

一方、国の場合です。今度は公有水面埋立法の条がかわりまして、42条に飛びます。42条では、国が埋め立てをする場合は認可ではなくて、道の承認を受けるべしとなっております、同じく誰でもやっぱり道に出しなさいということでもあります。第2項では、工事が竣工したときは、直ちに道へ通知すべしと、このようになってございます。第3項なのですけれども、これは、公有水面埋立法第3条の規定を準用しまして、国であってもきちんと町議会の議決を求めなさいとなっております。

その後なんですけれども、工事が竣工して、北海道は通知を受けているのですけれども、国以外のものについては、公有水面埋立法第22条で北海道は遅滞なく告示して町へ

送付すべしとなっていますが、この条項が国の法律の中では規定されていないということで、北海道に確認しましたところ、これまでも何回も国の件で議決いただいていますので、どうしてなのかということをお聞き合わせさせていただきました。いわゆる公有水面埋立法第22条第1項は、国以外のものによる場合は、竣工したときは町へ送付すべき規定があるけれども、国の場合はないと。それで、今までないのにどうして通知をいただいていたのかという、率直な疑問を出しました。そうすると、北海道として便宜上、厚岸町へお知らせしたものであるということでした。今回、このようなちよつと遅かったものですから、同じような疑問があつて、どうだったのかということをお聞きしたら、北海道ではそのように規定はないのです。ただ、便宜上、地元市町村へはお知らせをさせていただいているという内容のものでございました。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 いかにも小役人の物の言い方だと思うのですよね。自分たち忘れていたんでしょう。それで、棚の上にある書類ほこり払って見たらこんなものがあつたから、今ごろになってよこしたというのが本当のところだと思うのです。やはり便宜上であろうが何であろうが、今まできちんとやっていたんなら、これからはきちんとやってほしいというようなことは、町としてきちんと道に意思を伝えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。議会でも非常に強い発言が出ていたと、もう一言つけ加えていただきたいですね。非常に物の進め方としてよろしくない、そのように思いますので、これは厚岸町がやったわけじゃありませんから、どこまでも道のことですけれども、よろしく願いしたい。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 今般私ども、改めてこの法律の流れを実は勉強させていただいた次第でございます。北海道は便宜上出していただいておりますけれども、これは今までどおり強くお願いしていきたいと思いますが、法をやっぱりよく読むと、工事の竣工の時期もやっぱり地元市町村でそれとなく、できたらできたということを確認していかなければならないのかなということも今回思ったところであります。そういった意味も含めて、やはり道から来る情報は非常に有効でありますので、今までどおりきちんとした市町村への通知、送付をお願いしてまいりたいという、議会の意見もあつたというようなことで、お願いをしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 さすが6番議員さんだと思って聞いておりました。どうもこの時期、公有水面の当事者である組合におつたなという思いでございます。

ただこれは、ずっと最初に議案もらったとき、最初は気付きませんでした、正直言っ

て。次の日の朝に気付きました、何年にとというのが明示ないんですよ、この書類、ずっと議案見ている。現地に見にいこうかなと、確認に行こうかなと思ったぐらいなんです。今、6番議員さんのほうから聞かれたので、おおむね納得させていただいたんですけども、答弁しているのが、第3種漁港であるのに建設課長がされている。ここに違和感を感じました。所管は産業振興課長ではないのかなと私は思うのですが、どっちがしてもいいんですけども、本来、第3種漁港の関係の発端は私は産業振興課長にあると思いますが、まずこの点いかがでしょうか。

それから、私はやはりもう一つ疑念に思ったのは、国の土地になるわけですよ。厚岸町ではない、町有地ではなくて。そうすると、これ6,000坪、34年間ずっと現調あるんですよ。そうすると、交付税関係どうなんだろうなと。厚岸町に損害がなかったのかな、どうなのかなと感じました。その辺についてお尋ねをさせていただきます。

それから、3点目でございます。

当然、6番議員さん言われるとおりでと思います。道のほう、国のほうにもという思い、私もあります。ですけども、私はやはりここは厚岸町としては、議会としてということですけども、私はここは今、これから第3種漁港、町民、漁民、多くの課題を抱えておるわけでございますから、やはりそこは少し大人になって、かんかんだと、こういうことでは私はするべきではないんでないかな。ここはひとつ、厚岸町の議会として、よく上げたとは、この時期に上げたと、当然ですね、今回上がってきたの、私あそこの漁港がいろいろと工事がかかるから発見されたと思うんですよ。そういう時期にあるから、ここはひとつ大人になるべきではないのかなと。そういう意味では、やはり担当課、建設課、産業振興課、当然、あなたたちは僕より若いからわからないと言われてそれまでなんだけれども、副町長だって当時、水産課におったと思うんですよ、この時期。そうすると、やはりお互いに連携を取り合うということは、この前のときはずっと都度手続終わっているんですよ。ここだけ残っているんですよ。そういう意味では、一概に国や道ばかり責めることはできないのではないのかな。やはり町としても直接責任はないかもしれないけれども、目を光らせるべきではないのかな。私はかように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 私のほうから1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

公有水面埋め立てに伴う、国以外であれば免許ということになります。今回の場合は国でございますから、承認ということになります。それにかかわって地元市町村の意見をつけないといけないということで、議会のほうに提案をさせていただきます。この公有水面埋め立てに関する部分の提案については、これまでも産業振興課、当時は、古い当時は名前が変わりますけれども、その水産、漁港の整備を担当しているところで提案を行っております。しかし、それら公有水面の埋め立てが終わって新たな土地が生じたその確認、それと町の区域に編入する、この手続については地籍を担当している、今なら建設課のほうに担うということで、今回、建設課長のほうから提案を説明させていた

だいているということでございます。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 私のほうから交付税の関係ということでご答弁申し上げます。  
今回のこの面積の部分でございますけれども、実際に交付税のこの算定につきましては、国からの通知に基づいて交付税の基礎数値となるということがございますので、我々のほうからこの数字ですよというのではなくて、基本的には国から通知をもってその基礎数値に基づいて交付税算定するということになりますので、この部分が入っているかどうかというのとは確認できないというような状況になってございますので、その辺は私ども、今現在、その辺がちょっとどういうふうになっているのかわからない状況なのですけれども、ただ交付税の部分でいきますと、27年の中の段階でその面積の案分の仕方が変わりました、実測をもってやると決まりましたので、今の現在の交付税については実測ですので、公有水面の埋め立ても全部含めて計算されているというふうになってございます。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 57年当時の担当だったろうというお話もございましたけれども、実はまだ担当をしておりません。その翌年度からというふうに記憶をしております。ただ、私が無関係だということを申し上げるつもりもございません。ご指摘があったとおり、国、それから北海道、町もよく連携をとってこういう直ちにとか遅滞なくとかいうふうに法でうたわれているわけでありますから、その辺の対応をきちんととるように進めてまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 次に、議案第88号について質疑を行います。ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第6、議案第89号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
建設課長。
- 建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第89号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。  
議案書10ページをお開き願います。  
議案第89号 工事請負契約の変更についてでございます。  
次のとおり、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
平成28年6月16日、議案第53号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。  
変更内容は下記のとおりとなります。  
1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法に変更はございません。  
4、請負金額を金1億4,040万円也から589万6,800円増額となる金1億4,629万6,800円也へ変更するものであります。  
5、請負契約者に変更はございません。  
11ページをお開き願います。  
参考といたしまして、工事概要を示しております。表中の左欄に工事内容の区分、種別、そこから右に変更前、変更後、備考となっており、構成は契約締結の際に説明させていただいた内容となっており、今回、変更があった箇所は下線により示し、右備考欄に変更内容を記載しております。  
1、工事概要ですが、道路改良工、下層路盤工、ゼロから40ミリ砕石、凍上抑制層、山砂30センチメートルの大きさのU型の排水工に変更はございません。のり面保護工、客土注入マットの面積1,800平方メートルが、面積2,550平方メートルと変更となり、750平方メートルの増となります。  
2、工期ですが、これら工事の内容による工期の変更はございません。  
3、参考図として、位置図、切り土のり面施工分類平面図を添付しております。



12ページをお開きください。

施工位置ですが、図面中央下、床潭地区と末広地区の間の黒く示した部分となります。

13ページをお開きください。

こちらは今回の工事で切り土のり面を保護する施工工法を分類した図面となっています。図面の上を北として示しており、西側図面左側が床潭地区、東側が図面右側を末広地区とした配置となっており、図面中央に書かれているのが計画道路となります。

図面上側に大きく引き出す線で示している左側の測点、線33.45から右側の測点、線445.47までの延長412.02メートルの道路改良を行うものであり、この工事により図面中央計画道路から上側の引き出し線一番左側に示している切り土のり面①、そこから右側に切り土のり面②③④、計画道路から下側の引き出す線で一番右側に示している切り土のり面⑤から左側に切り土のり面⑥⑦⑧、そして図面中央計画道路下側から接続する取りつけ道路に引き出す点で示している切り土のり面⑨の合計9カ所の切り土のり面が形成される区間となります。

当初設計においては、切り土のり面を保護する施工方法として袋状につくられたマットをのり面に張りつけ、植生の基盤となる客土を注入する客土注入マット工と次年度以降の計画区域については、仮設的にブルーシートでのり面を覆い保護する安価なシート養生の二つに分けて発注しております。

この事業は社会資本整備総合交付金を財源としており、本年4月の交付金額の内示により、当初予算に対し2割程度の減額となったことから、第2回定例会において予算の減額補正を行ったところであります。今回の変更は限られた予算を有効に活用するため、工事の入札執行残などを利用し、事業の促進をしようとするものであります。図面では各区間ごとに引き出す線により変更内容を記載しておりますが、図面左下の数量内訳表をあわせてごらんください。

表の左側が変更前、右側が変更後の面積となっております。①から④の区間は、当初シート養生としておりましたが、②及び④の区間は客土注入マット工に変更、⑤から⑨については、当初客土注入マット工としておりましたが、変更後の全体の金額調整により、⑥、⑧及び⑨はシート養生に変更とし、全体では変更前はシート養生1,580平方メートル、客土注入マット工1,800平方メートルとしておりましたが、変更後はシート養生が750平方メートル減の830平方メートル、客土注入マット工が750平方メートル増の2,550平方メートルと変更するものであります。いずれも全体の合計面積は3,380平方メートルであり、面積の変更はございません。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。  
休憩いたします。再開は3時30分からいたします。

午後2時57分休憩

午後3時30分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。  
日程第7、議案第90号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
建設課長。
- 建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第90号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。  
議案書14ページをお開き願います。  
議案第90号 工事請負契約の変更についてでございます。  
次のとおり、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
平成28年6月16日、議案第54号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。  
変更内容は下記のとおりとなります。  
1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法に変更はございません。  
4、請負金額、金8,154万円也から198万7,200円増額となる金8,352万7,200円也へ変更するものであります。  
5、請負契約者に変更はございません。  
15ページをお開き願います。  
参考といたしまして、工事概要を示しております。表中の左欄に工事内容の区分、種別、そこから右に変更前、変更後、備考となっており、構成は契約締結の際に説明させていただいた内容となっており、今回、変更があった箇所は下線により示し、右備考欄に変更内容を記載しております。  
1、工事概要ですが、変更箇所は5点あります。  
1点目として、法面対策工のうち、法長43.94メートルが法長44.47メートルと0.53メートル増となっております。  
2点目として、高さ31.97メートルが高さ32.34メートルと0.37メートル増となっております。3点目として、植生工、植生マットの面積1,365平方メートルが面積1,363平方

メートルと2平方メートル減となっております。

4点目として、鉄筋挿入工の長さ2.00メートルから5.00メートルが長さ2.00メートルから4.50メートルと最長鉄筋の長さが0.50メートル減。5点目として、本数414本が、本数449本と35本増となっております。

2、工期ですが、これら工事内容の変更に伴う工期の変更はございません。

3、参考図として、位置図、平面図、断面図、現場吹付法枠工展開図を展開しております。

16ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面中央下、苫多道路のほぼ中央の黒く丸印で示した部分となります。

17ページをお開きください。

図面左側①平面図をごらんください。

平面図斜め上を北として示しており、左側を尾幌地区、右側を門静地区とし、上が山側、下が海側となります。平面図に縦の線でAから下にA'の線を示してありますが、この部分を断面として見たのが右上の②断面図となります。断面図左側が海側、右側が山側となります。図面右下には、③現場吹付法枠工展開図を示しております。

今回の変更理由については、現場吹付法枠工の施工に先立ち、風化して崩壊しやすい土砂を取り除くため、切土整形工を行ったところ、風化した土砂の層が想定よりも厚く分布していたため、当初、想定していた法面の起伏に変化が生じたことから、法枠配置の再配置計画により数量の変更を生じております。

②断面図をごらんください。法長と高さが増えとなっております。

鉄筋挿入工については、急な斜面は法面が崩壊しやすいため、当初の設計から現場吹付法枠工と鉄筋挿入工を併用し、法面の安定を図ることとしておりましたが、切土整形後の法面の起伏の変化によって、急な箇所は下側で2段、上側で1段追加となり、また法面勾配の緩くなった上側の箇所は1段減少により、全体では追加48本、減少13本、合計で35本の増となっております。

鉄筋挿入工の長さの変更については、切土整形量の増加によって、土層までの長さが変化したため、部分的ではありますが、0.5メートル減となっております。

現場吹付法枠工展開図をごらんください。

展開図、上側及び右側で示した斜線部において、現場吹付法枠工面積が増加しており、また下側の斜線部においては、現場吹付法枠工面積が減少しておりますが、現場吹付法枠工の合計面積に変更はございません。

植生工、植生マットについては、法枠の再配置計画によりコンクリートの法枠部の形状の変更により、植生工の面積が2平方メートル減となっております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第8、議案第91号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第91号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本年12月2日に地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成29年1月1日から施行されることになりました。

この法律は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえ、11月24日に交付された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援にかかわる規定の改正を行うことをその内容とするものであります。

本条例につきましては、これら関係法律の改正の趣旨にのっとり、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となるこの範囲の拡大に伴う育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務にかかわるこの範囲の拡大、介護休暇を請求できる期間の分割及び介護のため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇、いわゆる介護時間の新設を行うほか、この介護時間の新設に伴い職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、所要の改正を行うため制定するものであります。

これら改正の内容を具体的に申し上げますと、一つ目の早出、遅出勤務にかかわるこの範囲の拡大は、育児に係る早出、遅出勤務の対象として、職員が養育するこの範囲については、現在、職員と法律上の親子関係がある子に限られておりますが、職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって、当該職員が養子縁組によって養う親、養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる関係にある者についても、当該この範囲に含むこととし、職員が養育のため、早出、遅出勤務をすることができるようにするものであります。

二つ目の介護休暇を請求できる期間の分割は、現在、介護休暇を請求できる期間については、1の要介護状態ごとに連続する6月の期間内とされているところ、これを3回まで分割できるようにするために、介護休暇を請求できる期間を指定期間とした上で、介護休暇を1の要介護状態に係る指定期間内における休暇とし、その指定期間内については町長が規則の定めるところにより職員の申し出に基づき、1の要介護状態ごとに3回以下、かつ合計6月以下の範囲内で期間を指定することとするものであります。

三つ目の、介護のため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設は、日常的な介護ニーズに対応するため、民間労働法制の所定労働時間の短縮措置に相当するものとして、町長が職員が要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を越えない範囲内で勤務しないこと、いわゆる介護時間を承認できるよう措置するものであります。

四つ目の介護時間の新設に伴う職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の所要の改正は、新設する介護時間が無給であるため、給与の減額について定める両条例の関係規定において、任命権者の承認があった場合であっても給与を減額する定義規定に当該新設する介護時間を追加する改正を条例の附則において行うものであります。なお、これらの改定内容につきましては、厚岸町職員組合へ申し入れをし、これを承諾するとの回答を既に得ております。

続いて、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、2条立ての構成としており、条例の一部を第1条で改正し、この改正について第2条における改正に先行した施行期日を定め、次に第2条で同一の条例につき、第1条における改正が施行され、溶け込んだ形のをさらに改正することとし、その期日を第1条の施行期日より後の日とする2段ロケット方式と呼ばれる一部改正の方式を用いております。各条とも、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で第1条に共通見出しを付し、第1条が平成29年1月1日から施行する改正規定、第2条が平成29年4月1日から施行する改正規定となっておりますので、ご了解いただきたいと存じます。

なお、改正条文の説明は別に配付しております議案第91号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。恐れ入りますが、説明資料の1ページをごらんください。

初めに、第1条であります。

第9条は、育児を行う職員の早出、遅出勤務について規定する第1項が字句の改正と、先に申し上げた養育する子の範囲の拡大にかかわる規定の追加、介護を行う職員の早出、遅出勤務について規定する第2項が後段部分が前項の読みかえ規定となっていることによる前項と同様の規定の追加による改正であります。

2ページから3ページにかけて、第9条の2、第4項は、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務について規定する本項後段部分の読みかえ規定の改正であります。第12条は、休暇の種類に監護時間を新たに追加するものであります。

第16条は、第1項が先に申し上げた介護休暇を請求できる期間の分割に係る項の全部改正、第2項が前項で略称規定が設けられたことによる字句の改正であります。

次ページにかけて、第16条の2は第12条において新設した介護時間に関する内容を規

定するための条の追加で、その内容は先に申し上げたとおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。第18条は、休暇の承認について、第12条において新設した介護時間を追加するものであります。

次に、第2条であります。本条例の第1条で改正した第9条第1項及び第2項の字句の改正で、本年6月3日に交付された児童福祉法等の一部を改正する法律における児童福祉法第6条の4の改正が、平成29年4月1日施行であるため、法改正前の引用項番号及び文言を法改正後の引用項番号及び文言に改めるものであります。

次に、附則であります。議案書20ページをごらん願います。

附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は、前段で申し上げた関係法律の施行日に合わせ、平成29年1月1日から施行することとし、ただし書きにより、第2条の規定は改正される児童福祉法第6条の4の施行日に合わせ、同年4月1日から施行するものであります。

附則第2項及び第3項は、次ページになります。

職員の給与に関する条例と厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、同様の改正内容となっております。無給とする介護時間の新設に伴い、給与の減額について定める職員給与条例第10条と企業職員給与条例第16条の規定において、任命権者の承認があった場合であっても給与を減額する定義規定に当該新設する介護時間を追加するものであります。

附則第4項は経過措置として、この条例の施行日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものについても施行日以後に残余の期間を分割して取得できるよう措置することを規定しております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第9、議案第92号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第92号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、先の議案第91号と同様、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員にかかわる規定の改正内容に準じて地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うことをその内容として制定、公布された地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律における地方公務員の育児休業等に関する法律の改正において、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となるこの範囲に特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等が追加された中でその他これらに準ずる者として、条例で定める者として、条例に委任された事項を新たに規定するほか、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、制定、公布された人事院規則、職員の育児休業等の改正内容に準じた所要の改正を行うため、制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は2条立ての構成としており、先の議案第91号と同様、2段ロケット方式と呼ばれる一部改正の方式を用いております。各条とも厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付し、第1条が平成29年1月1日から施行する改正規定、第2条が平成29年4月1日から施行する改正規定となっておりますので、ご了解いただきたいと存じます。

なお、改正条文の説明は、別に配付しております議案第92号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。恐れ入りますが、説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、第1条であります。

第2条の2は、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となるこの範囲の拡大のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律、以下、育児休業法としますが、同法第2条第1項の規定において、その他これらに準ずる者として、条例で定める者として、条例に委任された事項を新たに規定するための条の追加で、規定の内容は先に申し上げた人事院規則の規定に準じたものとしております。本条の追加により、第2条の2を1条繰り下げ、第2条の3としております。

次ページにかけて、第3条の改正は、再度の育児休業ができる特別の事情を新たに追加するもので、改正案の第2号2において民法及び児童福祉法にかかわる養子縁組に関する規定を追加するに当たり、現行の第1号を分割して第1号の全部を改めるとともに、新たな第2号を追加するものであります。

第10条の改正は、再度の育児短時間勤務ができる特別の事情を新たに追加するもので、改正に当たり改正後の第3条第1号及び第2号の規定を準用していることから、第3条の改正と同様、現行の第1号を分割して、第1号の全部を改めるとともに、新たな第2号を追加するものであります。なお、第3条の改正、第10条の改正については、いずれ

も人事院規則に準じた規定の内容となっております。

次ページ、部分休業の承認時間を規定している第18条第2項は、これまでの労働基準法の規定による育児時間に先の議案第91号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により新設した介護時間に関する事項を加えるための改正であります。

次に、第2条であります。

本条例の第1条で改正した第2条の2の字句の改正で、議案第91号と同様、本年6月6日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律における児童福祉法第6条の4の改正が平成29年4月1日施行であるため、法改正前の引用項番号及び文言を法改正後の引用項番号及び文言に改めるものであります。

次に、附則であります。

議案書24ページをごらん願います。

この条例の施行期日で、この条例中第1条は、前段で申し上げた関係法律の施行日に合わせ、平成29年1月1日から施行することとし、第2条の規定は改正される児童福祉法第6条の4の施行日に合わせ、同年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご承認方、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第10、議案第93号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第93号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、去る8月8日の人事院の勧告及び当該勧告の内容に準じて制定され、11月24日に公布された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法



律における一般職の職員の給与に関する法律の一部改正による国家公務員の給与改定のうち、民間企業及び公務における配偶者にかかわる手当をめぐる状況の変化等を踏まえた扶養手当の見直しによる改定の内容に準じ、厚岸町職員の扶養手当を改定するため制定するものであります。

扶養手当の見直しの内容と国による見直しの利用を申し上げますと、一つ目が配偶者にかかわる手当額の改定で、民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあることや、近年配偶者にかかわる手当の見直しを行った事業所の約半数において、配偶者について特別の取り扱いをしない方式がとられていることを踏まえれば、配偶者にかかわる手当額を他の扶養親族にかかわる手当額と同額まで減額することが適当であるとして、現行1万3,000円を他の扶養親族と同額の6,500円とすること。

二つ目が、子にかかわる手当額の改定で子に要する経費の実状や我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮すれば、子にかかわる児童手当を充実させることが適当であるとして、現行6,500円を1万円とすること。

三つ目が、一つ目の配偶者にかかわる手当額の改定の理由から職員に配偶者がいない場合に、他の扶養親族のうち、一人目の扶養手当額を1万1,000円とする措置を廃止することとするものであります。

また、これらの見直しについては、一つ目の配偶者にかかわる手当額の減額を受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとして、平成29年度においては、当該配偶者にかかわる手当額を1万円とし、これに伴い二つ目の子にかかわる手当額を8,000円とし、三つ目の職員に配偶者がいない場合に、他の扶養親族のうち、一人の手当額を抽選とすることとしております。なお、これらの措置については、本条例の附則第2項と第3項に平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例として規定しているところであります。これらの改定内容については、厚岸町職員組合へ申し入れをし、これを承諾するとの回答を既に得ております。

続きまして、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は2条立ての構成とし、第1条が職員の給与に関する条例の一部改正、第2条が厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第93号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料1ページをごらんください。

第1条、職員の給与に関する条例の一部改正であります。第7条は、第1項が主語の後に読点をつけるための字句の改正、第2項各号列記以外の部分が一般職の職員の給与に関する法律の規定との整合を図るための項文の全部改正。同項第1号は、同法の規定との整合を図るための字句の追加。第2号及び第3号が扶養親族であること、孫を分割して規定するための第2号が字句の削除、第3号が新たな号の追加。改正案の第4号から第6号までが新たな第3号の追加による号番号の繰り下げで、第3号が配偶者及び子にかかわる扶養手当の月額改定並びに職員に配偶者がいない場合に他の扶養親族のうち、一人目の手当額を1万1,000円とする規定を廃止するための項の全部改正であります。

第8条は、第1項が第7条第2項の号の追加及び繰り下げ。同条第3項の職員に配偶

者が不在の場合に他の扶養親族のうち、一人目の手当額を1万1,000円とする規定の廃止並びに一般職の職員の給与に関する法律の規定との整合を図るための字句の改正に伴う号を含めた法の全部改正。第2項が、一般職の職員の給与に関する法律の規定との整合を図るための字句の改正。第3項が、一般職の職員の給与に関する法律の改正に合わせ、項文の内容を号立てにより簡素化し、理解しやすくするための項の全部改正であります。

続いて、第2条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。改正規定の条項番号が異なるほか、改正の内容がこれまで説明いたしました第1条の職員の給与に関する条例の一部改正とほぼ同様でありますので、説明は省略をさせていただきます。

続いて、この条例の附則であります。

議案書28ページをごらん願います。

附則第1項ですが、この条例の施行期日で、この条例は一般職の職員の給与に関する法律の一部改正における国家公務員の扶養手当の見直しにかかわる施行期日に合わせ、平成29年4月1日から施行するものとしてあります。

附則第2項及び次ページの第3項は、前段で申し上げたとおり、これら見直しにかかわる段階的な実施の措置として、平成29年度における配偶者にかかわる手当額を1万円、子にかかわる手当額を8,000円、職員に配偶者が不在の場合に、他の扶養親族のうち一人目の手当額を9,000円とする特例を読みかえ規定により定めたものであります。なお、第2項が改正後の職員の給与に関する条例の特例、第3項が改正後の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例について定めております。

ここで別にお配りしております議案第93号参考資料②をごらん願います。

この特例措置を定めた附則第2項における読みかえ規定を改正後の職員の給与に関する条例の規定と比較したもので、第7条第3項が扶養手当の月額にかかわる規定の読みかえ、第8条第1項が扶養親族に変更の事実が生じた場合における任命権者への届け出義務にかかわる規定の読みかえ、第8条第3項が扶養親族に変更の事実が生じた場合における扶養手当の支給額を改定する月にかかわる規定の読みかえとなっております。

また、参考資料の①につきましては、ただいま説明した改定内容をわかりやすく簡素化して説明したものとなっておりますので、ごらんいただければと思います。これらの改定に伴う影響額につきましては、企業会計を含めた全会計で、平成28年4月1日現在の扶養親族の状況をベースに試算したところ、平成29年度が約70万9,000円の減額、平成30年度がさらに約24万5,000円の減額となるものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 何か課長の説明がうまくて、わかったようなわからないような感じで聞いていました。

まず、国の法律に従って、人事院の勧告によって厚岸町もそれに従うという、今まで

の踏襲してきたんだと、職員組合さんのほうも理解をされたということなので、やむなしかなという思いで聞いておりましたけれども、二、三、わからないところあるんでちょっと確認をさせていただきたい。

まず1点目です。28ページなんですけれども、読みかえどうのこうのと言っていましたよね。ということは、29年度と30年度と今回内容が変わりますよね。そんな関係もあって、今回この条文がさらにややこやしくなってくるのかなという思いで聞いていたのですよ。その辺の背景について、なぜこのような手法、よその自治体もみんなこういう、今回のように読みかえのようなどられているのかどうか。それから、こういうふうにすることにした経緯についてお尋ねをさせていただきます。読みかえ規定、こういう条文の制定の仕方をした背景について、事務方のほうで、こういうことだからこういうふうにしたんだというのがあると思うんですよ。わざわざ2段のところを1本にしたんですから。

その上で、さらにお願ひしたいのは、この表を見せてもらったんです。扶養手当の見直しに関する給与条例の改正について、これの2ページですか。現行だと思うんです。現行が配偶者で1万3,000円、29年度が3,000円マイナスだと。30年度はさらにマイナスになるよと。それから、子供についても逆に先の説明でありましたけれども、子供手当については、実際のところ子育て支援というのですか、子供に対する扶養手当はふやしますよ。あとのものについては大きな差はないのかなという思いをして聞いていたのですけれども、配偶者手当が下がっているということに関して、先ほど言っていました、平成28年度では減額になりますよね。そして、30年度も影響あるよと。そして、職員組合さんのほうもこの件については納得もされているというのですけれども、実際にやはり厚岸町の場合、給料は削減するときも削減してきた。よその自治体よりも削減をされてきた。そして頑張ってきたと思うんですよ。国も、よその自治体もオーケーしたかもしれないのですけれども、自らこの提案をするのに、国が、道がやってきたから、おお、そうかと、こうなったのかなという疑念を持ったんです。というのは、デメリットですよ。子育て支援のために今まで扶養手当が下がるわけですから、職員の皆さんにとってはたまらないと思うんです、現実。メリット、若い方は、子育てしている人、たくさんいる人は増えるからいいんだろうけれども、多くの職員、全体では、職員全体のレベルでいうと、厳しい結果に至っているのではないかなと、私はかように思うのです。そういう意味では、町として、その辺どのように捉えているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 前段でのご質問につきましては、議員が示していただいたこの議案第93号の参考資料の①、これの2ページをごらんいただければ、この附則の2項の部分、3項は同じ条文の中で企業職員の条例の改正部分になりますので、①の2ページですね、6の2ページ見ていただければ、まず現行としては、配偶者が1万3,000円、子が6,500円、そのほか父母等が6,500円、配偶者がいない場合の一人目の金額が1万1,000円、子であっても父母等であっても1万1,000円と、これが現行の規定内容となっております。

今回の改正条例の本則、附則の前の部分、本則の部分で改定しているのは、平成30年度からの最後の改定部分の改正内容になっていると。附則の第2項で規定しているのが、この29年度、1年の読みかえ規定をうたっているということです。

30年度からは、配偶者が現行1万3,000円から6,500円、子が6,500円が1万円、父母等が現行のまま。さらに、配偶者がいない場合の一人目の額についても6,500円のまま、1万のまま、6,500円のまま、1万1,000円にこれまでのように増額になることはないということなのですが、附則の第2項でうたっているのが、手当額の見直しについてです。受給者への影響を少なくするという観点から、段階的な実施をするということで、この附則の第2項の特例を定めております。先ほど、議員おっしゃられましたとおり、配偶者についてが29年度に限り1万円。子が29年度に限り8,000円。父母等は変わらずということで、配偶者がいない場合の一人目の金額についても子が1万円の父母等が9,000円ということで、これが29年度の特例措置として附則の第2項に定めている読みかえ規定の内容ということでありまして、かなり条例の改正手法として、3行の文章をくくった形で改正の内容になっているものですから、かなり見づらい内容になっておりますけれども、簡単にまとめると今回の条例としてはこういうような内容になっているということでご理解いただければと思います。

当然、今回の改定によって最終的には配偶者が1万3,000円から半分の6,500円になります。30年度以降ですね。子が現状の6,500円から1万円に引き上げになるということで、確かにこれら扶養手当につきましては、期末手当にも反映されることとなります。ですから、職員によっては配偶者が、奥さんが働いていない場合についてはかなりの減額になります。ただし、子供のいる家庭におきましては、逆に子供の数によっては逆に引き上げになるという場合もあるということで、厚岸町の場合については、総額としては減額になるということでありまして、逆にこの改定によって引き上げられる方もいる中で特にこの配偶者の減額部分が大きいのかなと思うのですが、これまで厚岸町が独自削減以外では、人事院勧告に準拠した中で給与の改定を行ってきています。今回も管内の町村、さらには釧路市も含めてどのような改定を行うのかということも調査をさせていただきました。その結果、管内の町村につきましては、厚岸町同様、今回の人事院勧告並びに国家公務員の給与の法律に合わせた形の改定ということで、議会に上程をする予定ということをお聞きしたので、厚岸町がこれを人事院勧告に従わない形で改定を行うと厳しいだろうということで、職員組合のご納得もいただき今回このような条例案を上程させていただいたということでございます。

国の現在の制度として、これから税のほうでも配偶者控除額が上がるということもお聞きしております。これは、今、いわゆる女性活躍推進法が制定されましたけれども、女性が世の中で働くための制度改正の一つなのかなと思いますし、また少子化が叫ばれている中、子供の手当額を引き上げることによって、その少子化を少しでも抑制しようということの国全体での流れなのかなと思っています。ただ、これはなかなかその地域その地域では当てはまらない部分もあるかと思っておりますけれども、これまでの厚岸町としての人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた中で、今回もそれに合わせて行わせていただいたということでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 1点目なんですけれども、なぜ今回この読みかえ方式をとった、その利点について、流れについては詳しい説明していただいた、まず1点目。僕はなぜこういう方式をとったのかなというのに疑念を持ったものですから、そこの部分だけお願いします。

それから、今まで町長はやはり職員の皆様に対して、厳しいときには厳しいということで納得をしてもらって、理解をしてもらって削減もしてきた。私は国の動きというのはわかるんですけれども、皆さん、奥さんいると思うんですけれども、天井が上がったわけですよ。その扶養控除する金額が上がるよ。そういうときに、だからといって働け働けといったって、実質、配偶者控除が、配偶者手当が下がれば6,500円だって言うけれども、手当にも影響しちゃうと実質6,500円ではないんですよね。期末手当とかにも反映されますよね、この配偶者手当ということは、実質6,500円が年間でいくと。月6,500円かもしれないけれども。その数字というのは、年間にするとそれぞれ給与が、本俸が違ってくるから、この6,500円の分が手当に影響してくるんですよ。そうすると6,500円ではないんですよ、実質ね。

そういうことも考えると、余り人事院の勧告、国の法律と国の流れの中で極端なことをすると、後で時代の流れの中で合わせることは大変かもしれないけれども、私は職員の皆さんのことを考えると厚岸は厚岸独自の中で実際に下がるのであれば、やはりその辺きちんと考えを持って、ただやむを得ないんだということではないと思うんですよね。その辺もやっぱり普段から職員に一生懸命企画力とか求めて働いてもらうわけですから、きちんと厚岸町は厚岸町で職員の皆さんが意欲を持って働いていけるような、デメリットにならないような改正というのは考え方があってもよかったのではないのかなと、かように思ったから質問をさせていただいているんですけれども、いかがですか、その辺。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず最初の部分ですけれども、先ほどの参考資料の①をごらんいただきたいと思いますけれども、2ページ目の上段の部分で、手当額の見直しの段階的实施ということで括弧書きの表題があって、受給者への影響をできるだけ少なくする観点からということで、1年、すぐに翌年からその改定を持ってくるのではなくて、弾力的な部分を1年置いて、その翌年からということで国が一部減額をしたりする場合というのは必ずこういうような人事院勧告では手法をとるんです。実際に……。要はもらう職員側のその影響、要は減額になるという影響の部分ですか。違いますか。

●議長（佐藤議員） ちょっと休憩。

午後4時20分休憩

午後4時21分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 簡単にいえば、激変緩和ということでご理解いただければと。これは、あくまでも今回、国の国家公務員の給与関係の法律に合わせた形での読みかえ規定ということでご理解いただければと思います。

それと今回、最終的に平成30年度、要は最終的な改定になった場合に最高ですね、今現在から、現在もらっている、支給されている額から配偶者の扶養手当をもらっている方での減額部分というのは4万2,000円です、最高で。年間です。年間4万2,000円になります。逆にこれにかかわる扶養手当でいけば、逆に年間で7万2,000円上がる方もいらっしゃるということです。ですから、厚岸町の場合は、奥さんが、配偶者の方が働いていない方、また制限をもって働いている方が多いということで、全体としては下がる金額が大きいのですが、逆にこれが奥さんが働いていたり、子供が多かったりという職場に関しては逆に総額としては上がると。

管内の状況も聞いてみましたが、特に釧路市辺りになるとこの全体の扶養手当としての総額は上がるんだと、アップすると。恐らくこういう地域性もありますから、奥さんの働く場所がないという事情もあるでしょう。そういうこともありますので、厚岸町の場合は下がると。

今回、この人事院勧告に30年度からはどうしても人事院勧告に従った形での金額にしなければ、毎年の総務省から来る給与の実態調査というものがございまして。これがもし国と違った場合については、いろいろと理由も書き添えながら、その理解を得なければならぬという部分がございます。29年度、その激変緩和の1年のところですが、ここ、金額的に少し厚岸町として1,000円を増額したり、2,000円を増額したりということも事務方としては考えましたけれども、やはり29年度からのそういったその総務省の調査に理由がなかなかそれに対してやはりつかないということもあって、今回、あくまでも人事院勧告に準じた内容としてご提案をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 反対しているわけではないんです。今後、厳しいときには厳しいと言っているわけですから、今、課長の答弁でまさに自分で言っているのではないですか。厚岸町としては旦那さんのために奥さんたちは専業主婦に徹している方が多いわけだから、実質トータルではマイナスになるんですよ。そういうことも含めて今後こういう場合にはやっぱりその辺もしっかり含めて検討していただきたいと思います。

答弁は要りません。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第11、議案第94号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、議案第94号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書32ページをお開きください。

国は現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするほか、地方創生の推進、税源の偏在性の是正などの観点から地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の制令を、平成28年3月31日に公布し、原則として同年4月1日から施行しました。

この法律の施行に伴い、平成28年度の町税の課税事務にかかわり、改正法と同日に施行しなければならない部分に関しましては、先の6月第2回定例町議会において町税条例等の一部を改正する条例として専決処分により報告し、ご承認をいただいているところでございますが、それ以外について今後の施行を要する部分につきまして、本定例会に提出するものであります。

改正内容につきまして、別紙お手元に配付の議案第94号説明資料により行いますが、今回の改正のうち、軽自動車税の改正部分が多いことから、先に改正となる軽自動車税の概要を説明させていただき、その後に説明資料の新旧対照表により改正要旨をご説明させていただきます。なお、この議案は町税条例の一部を改正する条例と町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例として、2条にわたり、合わせて3条で構成しております。

それでは、議案第94号説明資料②をごらんください。軽自動車税の改正についてご説明申し上げます。この1枚物のこの表になります。この資料で、左側が現行の内容、右側が改正後となります。また、改正内容を説明する上で、都道府県税である自動車税と市町村税である軽自動車税について、一連の中で改正されている部分がございますので、全体として表記しております。

改正内容の一つ目は、これまで自動車と軽自動車の双方に都道府県税として課税され

ていた自動車取得税が廃止となります。二つ目として、この自動車取得税の廃止に合わせ、自動車税と軽自動車税がそれぞれ種別割と環境性能割の2区分となります。これまでの自動車税と軽自動車税とされていたものが、種別と税率がそのまま種別割へと移行され、環境性能割については新たな区分として創設されました。なお、軽自動車税の環境性能割につきましてもは市町村税となりますが、当分の間、従来の自動車取得税の取り扱いと同様に都道府県が徴収し、市町村へ払い込む手続となります。この新たに創設された環境性能割の税率等、詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

以上が、軽自動車税の改正の概要であります。

それでは、この軽自動車税の改正を含めたこのたびの改正内容について、別紙お手元に配付の議案第94号説明資料①新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

1 ページ、第1条、町税条例の一部を改正する条例であります。第11条の3は、地方税法施行規則及び道路運送車両法の引用条番号の改正のほか、先にご説明した軽自動車税の改正に伴い、軽自動車税とあるのを種別割へと改めるものであります。

第12条は次ページまでわたりますが、軽自動車税の改正による引用条番号の削除及び追加と法人税にかかる延滞金の規定をこれまで第3号でたばこ税等と同じ号に規定しておりましたが、分けて規定することとし、号を追加する改正であります。

第28条の4は、法人税割の税率の改正で、現行100分の12.1から100分の8.4へと税率を引き下げる改正であります。この法人税の税率改正について、国では地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため行うとしており、法人住民税の税率引き下げ相当分について国税の地方法人税の税率を引き上げ、地方交付税原資化するとしております。

第33条の2第1項は、文言の整理の改正であります。3 ページ、第2項は、この条において新たに1項を追加したことによる引用項番号の追加であります。第3項は文言の整理の改正であります。3 ページから4 ページ、第4項は、新たに追加となった項で、個人町民税の修正申告等に係る延滞金計算の期間の特例を追加するもので、延滞金算定期間の見直しにより延滞金の計算の基礎となる期間からこれまで除いていなかった納期限の翌日から通知書が発布された日までの期間と減額更正の通知の発布された翌日から増額更正による通知が発布された日までの期間を除くとする規定であります。

第33条の7第3項及び第4項は、文言の整理の改正であります。

5 ページ、第5項は、新たに追加となった項で、法人町民税の申告納付に係る修正申告書の提出があった場合の延滞金計算の期間の特例を追加するもので、延滞金算定期間の見直しにより延滞金の計算の基礎となる期間からこれまで除いていなかった当初の申告により納付した日の翌日から減額更正の通知をした日までの期間と減額更正の通知をした日の翌日から修正申告書を提出した日までの期間を除くとする規定であります。改正後の第6項及び第7項は、新たな項として第5項が追加されたことによる号番号の繰り下げであります。

第33条の9第2項は、次ページまでわたりますが、文言の整理の改正であります。第3項は、新たに項が追加となったことを含めた文言の整理の改正であります。第4項は、次ページまでわたりますが、新たに追加となった項で、法人町民税の不足額納付に係る



修正申告書の提出があった場合の延滞金計算の期間の特例を追加するもので、延滞金算定期間の見直しにより、延滞金計算の基礎となる期間からこれまで除いていなかった当初申告により納付した日の翌日から減額更正の通知をした日までの期間と減額更正の通知をした日の翌日から修正申告による更生の通知をした日までの期間を除くとする規定であります。

7ページ、ここからは冒頭でご説明した軽自動車税の改正を含む条例改正となります。

第69条第1項は、軽自動車税の環境性能割は取得者に、軽自動車税の種別割は所有者に課する規定へ改正するものであります。第2項は、第1項の軽自動車の取得者には販売業者等が運行以外の目的で取得した場合は含まないとする規定であります。第3項は、法改正による引用法令条番号及び軽自動車税を種別割へと改めるほか、文言の整理であります。8ページ、現行の第69条の2は、別な条において新たな条として規定したため、この条を削るものであります。

第70条第1項は、軽自動車の売買において、売り主が所有権を留保している場合、買い主を取得者、または所有者とみなして課税する規定であります。なお、現行規定では、第69条第2項において規定されていた内容となります。8ページから11ページにかけて、第70条第2項から第70条の9までは軽自動車税の改定に合わせて新たに追加となった規定であります。第2項は、第1項の買い主が変更となった場合、新たな買い主を取得者、または所有者とみなして課税する規定であります。第3項は、販売業者等が取得し、車両番号の指定を受けた場合は取得者とみなして環境性能割を課税する規定であります。9ページ、第4項は、国外で軽自動車を取得し、国内へ持ち込んだ場合、使用している者を取得者とみなして環境性能割を課税する規定であります。

第70条の2は、日本赤十字社が所有する緊急用の軽自動車を非課税とするもので、現行の第69条の2に規定されていた内容と同様であります。第70条の3は、環境性能割の課税標準は軽自動車の取得価格とするとし、免税点は50万円とするものであります。第70条の4は、環境性能割の税率の規定で、環境性能に応じた3段階の税率となっており、第1号は平成32年燃費基準達成者が対象で100分の1、第2号は平成27年度燃費基準プラス10%達成者が対象で100分の2、第3号は第1号、第2号以外として100分の3とする内容であります。なお、この条例では規定しておりませんが、軽自動車のうち、いわゆる電気自動車や燃料電池車といった特に環境に配慮された軽自動車については、地方税法においてこの環境性能割を非課税とする規定がされております。

10ページ、第70条の5は、環境性能割の徴収の方法は申告納付とする規定であります。第70条の6第1項は、環境性能割の納税義務者は町長へ申告書を提出し、納付する規定であります。第2項は、取得価格が免税点未満や非課税の軽自動車の取得者は、取得を確認するため報告書を町長へ提出する規定であります。第70条の7は、前条第1項の規定に基づく申告、または報告すべき事項を行わなかった場合は、10万円以下の過料を科すとする規定であります。第70条の8は、公益のために直接使用する軽自動車、または身体障害者等が使用する軽自動車の環境性能割は減免とする規定であります。

11ページ、第70条の9は、軽自動車税の種別割の課税免除の規定であります。現行第70条に規定されておりました商品である軽自動車の課税免除に関する規定を第70条の9として規定するもので、規定内容については変更ございません。

第71条は、軽自動車税を種別割と改め、これまでの分類に見出し記号を追加する改定であります。なお、税率の改正はございません。

第72条、12ページ、第73条は、軽自動車税を種別割と改めるものであります。

第74条第1項は、軽自動車税を種別割と改め、文言の整理のほか、申告の際に使用する地方税法施行規則に規定されている様式が軽自動車税の改正により区分が追加されたため、その様式番号へ改正するものであります。第2項及び第3項は、申告の際に使用する地方税法施行規則に規定されている様式について軽自動車税の改正により区分が追加されたためその様式番号へ改正するものであります。第4項は、引用条番号がこの一部改正により条ずれとなったため、条番号を改正するものであります。

13ページ、第75条は軽自動車税を種別割と改め、引用条番号がこの一部改正により条ずれとなったため、条番号を改正するものであります。

第76条第1項は、軽自動車税を種別割と改め、あわせて文言の整理であります。第2項及び第3項は、軽自動車税を種別割と改めるものであります。

第77条は、次ページまでわたりますが、軽自動車税を種別割と改め、あわせて文言の整理であります。

15ページ、第78条第2項は、引用法令条番号及び引用条番号がこの一部改正により条ずれとなったため、条番号を改正し、軽自動車税を種別割と改め、あわせて文言の整理であります。第7項は、軽自動車税を種別割と改めるものであります。

次に、附則の改正です。

第6条は、医療費控除の対象が拡大となる内容で、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を追加するものであります。健康の維持増進や疾病の予防への取り組みとして、健診や予防接種など一定の取り組みを行う個人が特定の医薬品を年間1万2,000円を超えて購入した場合には、その越えた額について所得控除をする特例を創設するものであります。なお、控除上限額は8万8,000円となります。

16ページ、第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定であります。本則では、町が賦課徴収することとなっておりますが、当分の間、北海道が賦課徴収を行うとする内容でございます。第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例についての規定であります。当分の間、北海道が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして、町が定める軽自動車に対しても軽自動車税の環境性能割を減免とする規定であります。

第15条の4は、軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除に関する規定であります。当分の間、北海道が自動車税の環境性能割を課さないとする自動車に相当するものとして、町が定める軽自動車に対しても軽自動車税の環境性能割を課さないとする規定であります。第15条の5は、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例についての規定であります。本則では、申告納付は町長に行うものでありますが、当分の間、軽自動車税の環境性能割とともに北海道に申告納付するとする規定であります。第15条の6は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取り扱い費の交付に関する規定であります。北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うための費用を町が北海道に徴収取り扱い費として交付するものであります。

17ページ、第15条の7は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定であ

ります。第1項は、営業用の軽自動車についてで、本則第1号の100分の1の税率を100分の0.5とし、本則第2号の100分の2の税率を100分の1とし、本則第3号の100分の3の税率を100分の2とする特例であります。第2項は、自家用の軽自動車についてで、本則第3号の100分の3の税率を100分の2とする特例であります。

第16条第1項は、次ページまでわたりますが、見出しとして軽自動車税の次に種別割を加え、引用している法令名が地方税法に規定されたため、引用法を地方税法へと改正するほか、文言の整理を行い、読みかえ表中第1条で改正した軽自動車税の種別割の規定を改正後の規定へと改めるものであります。第2項は、文言を整理し、適用期間を1年延長し、名称を種別割とする改正を行い、読みかえ表中第1条で改正した軽自動車税の種別割の規定を改正後の規定へと改めるものであります。

第3項及び第4項は、次ページまでわたりますが、引用法の規定が改正され、その改正に合わせた規定へ改正し、軽自動車税のグリーン化特例の適用期間を1年間延長し、名称を種別割と改め、文言を整理するほか、読みかえ表中第1条で改正した軽自動車税の種別割の規定を改正後の規定へと改めるものであります。

第20条の2は、次ページまでわたりますが、所得割の納税義務者が支払いを受けるべき外国居住者等の所得に関する総合主義による所得税等の非課税等に関する法律、いわゆる外国居住者等所得相互免除法の規定に基づく特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定を追加するものであります。この規定の内容についてであります。外国居住者等における個人の町民税の課税にあつては、日本と外国との間で租税条約が結ばれ、その実施に当たっては日本国内の税法の特例として租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律で定められているところであります。

このたびの改正にあつては、日本と台湾との間における内容のもので、台湾については日本が承認していない国であることから、国家間の国際約束である租税条約を締結することができないところであります。しかし、日本と台湾の間では相互において最大の投資相手でもあることから、台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するとし、日本側では公益財団法人交流協会と台湾側では亜東関係協会との間で民間取り決めとして日台租税取決めを作成し、平成27年11月26日署名されたところであります。この民間取り決めを国内で実施するために、外国居住者等所得相互免除法によって対応するとした内容であります。

また、特例適用利子等及び特例適用配当等については、この日台租税取決めによる事業から生じる所得、国際運輸の運用に係る所得、配当等となりますが、この改正による特例の適用見込みについては、厚岸町においては現在のところ該当者はないものと思われま。

規定内容として、第1項は特例適用利子等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定であります。特例適用利子等については、他の所得と区分し、前年中の特例適用利子等の額の合計に100分の3の税率で所得割を課する規定であります。20ページ、第2項は、次ページまでわたりますが、第1項の所得割を課する場合の所得控除する際の対象や寄附金税額控除する際の対象に前項の特定適用利子等の所得や所得割の額を加えるための読みかえ規定の追加。

第3項は、特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定であります。特例適用配当等については、他の所得と区分し、前年中の特定適用利子等の額の合計に100分の3の税率で所得割を課する規定であります。第4項は、この特例は申告書に記載があったときに限り適用するものとする規定の追加であります。第5項は、次ページまでわたりますが、第3項の所得割を課する場合の所得控除をする際の対象や寄附金税額控除をする際の対象に前項の特定適用配当等の所得や所得割の額を加えるための読みかえ規定の追加。

第20条の3は、次ページまでわたりますが、新たに条が追加されたことによる条番号の繰り下げのほか、第1項では同法としていた規定を略称法令名とする改正であります。第2項は、条の追加による引用条番号の改正、文言の整理及び引用法令名を改正するものであります。

24ページ、第3項は文言の整理及び引用法の名称を規定する改正であります。第5項は、次ページまでわたりますが、条の追加による引用条番号の改正、文言の整理及び引用法令名改正による改正であります。第6項は、条の追加による引用条番号の改正であります。

26ページから27ページは、第2条町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例で、この改正は平成26年第2回定例町議会において議決をいただいた町税条例等の一部を改正する条例、平成26年厚岸町条例第10号の附則を改めるものであります。

附則第6条は、軽自動車税の旧税率への読みかえ規定ですが、軽自動車税の次に種別割に加え、文言を整理するほか、読みかえ表中引用する規定が先にご説明した第1条の改正により見出し記号を追加したため、改正後の規定に改めるものであります。28ページは、第3条町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例で、この改正は、平成27年第3回定例町議会において議決をいただいた町税条例等の一部を改正する条例、平成27年厚岸町条例第24号の附則を改めるものであります。附則第6条は、たばこ税の税率改正による経過措置の規定であります。新条例を町税条例とし、読みかえ表中、読みかえる規定が先にご説明した第1条の改正により改められたことから、この改正後の規定に改めるものであります。

議案書47ページに戻りまして、附則であります。

第1条、この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし書きとして、第1号では、軽自動車税及び法人税率に係る部分にあつては、その施行期日を平成29年4月1日に、第2号では、医療費控除に係る部分について、その施行期日を平成30年1月1日とするものであります。第2条は、町民税に関する経過措置、第3条は、軽自動車税に関する経過措置の規定となっております。

以上、改正内容をご説明申し上げましたが、このたびの平成28年度税制改正のうち、軽自動車税のグリーン化特例を除くもの及び法人税率の改正にあつては、平成29年4月1日の消費税率の引き上げ時期に合わせて改正するとしておりました。しかし、国では経済情勢の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するとして、今般、消費税率の引き上げ時期を平成31年10月1日に変更するとして、平成28年11月18日、社会保障の安定財源の確保等図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が国会で可決、成立しております。これ

を受けて、さらに町税条例の一部を改正することが必要となりますが、改正する規定内容の確認のほか、この改正に伴う他の規定内容への影響など精査する必要があることから、次期議会に提出させていただきたいと存じますので、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） 3番、ちょっとお待ちください。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

- 議長（佐藤議員） ここで、あらかじめ時間の延長をしたいと思います。

本日の会議は、議案第94号が終了するまであらかじめ延長いたしたいと思います。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

- 議長（佐藤議員） 再開します。

先ほど、時間延長94号の議案終了までと口述いたしましたけれども、98号が終わるまで、あらかじめ時間の延長をいたしたいと思います。失礼いたしました。

3番、堀議員。

- 堀議員 いろいろと説明があったんですけども、賦課されたものは払えばいいということなんであれなんですけれども、1点だけちょっとわからなかったんですけども、附則の第6条ですね。特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の部分だったんですけども、何か説明の中では1万幾ら以上、上限が8万幾らというような形の中での町民税の取得税、所得からの控除が受けられるという説明があったんですよ。

それで、まずその後の附則でも出てくるのかな。平成30年度からこれは適用になるということなんですけれども、つまり30年度申告においては、29年分の医薬品を購入したものが適用になってくるのかというものが聞きたいのが一つと、あと、その下にある法則第4条の4第3項の規定に該当する場合とあるのですけれども、この該当する場合というのをいま一度、何か健康増進とかというような形の説明があったのですけれども、それについての詳しい説明をお願いしたいと思います。

そして、なおその後にあるその者の選択によりとなっているのですけれども、これはどのような選択肢が、つまりこの中では出てくるのかというものを説明していただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） この部分でございますけれども、基本的には簡単なことだけ言いますと、メタボ検診を受けたですとか、一般予防接種を受けたですとか、定期の健康診断を受けてその受けた際に医師から処方される医療品ですとか、そういったものになると一般的にいうとそれは医療費控除とかになるのですけれども、そうじゃなくて、その検診を受けた場合によって医師からの処方なしに使ってもいいとされる薬を買った場合、そこが違うのですけれども、通常でありますと医師の処方箋があって初めて医薬品を買ってという場合は医療費控除、そうでなくて今回の場合は、医師の処方なしに使っていいとされる医薬品を買った場合に医療費控除が受けられますよということになるのですけれども、ただこの場合は、医師の処方なしに受ける場合、この場合でいくと8万8,000円までが上限ということで、一般的、どちらかは選択しなければならないというふうになりますので、その対象者がいる場合は、例えばメタボの検診を受けてそれに対して薬を買った場合は、上限8万8,000円まではその医療費控除とは別、医療控除は受けられないのですけれども、こちらのほうで全額控除額受けられるということになります。

それで、この薬の部分につきましては、平成29年1月1日から平成33年までの期間限定になってございます。なので、29年の1月1日からこういったことを買ったり何だりという部分について、それから適用されるということでございます。

その選択というのが、その薬によっていろいろな種類の薬がございますので、それらを自らが選んでいくというふうになりますけれども、例えば、その薬の薬品で、一般的なお名前で、代表的なもので言いますけれども、例えばそれで対象なのが、ガスター何とかですとか、ロキソニン何とかですとかというような、そういったものがその薬の対象になりますよということで、それらと同じような成分のものがいっぱい種類がありますので、それらを買った場合は対象になりますよというふうになります。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 何となくわかったのですけれども、そうすると医薬品購入、メタボ検診とか特定健康診断とかを受けた証明みたいなのは、そうしたら申告のときには必要になってくるのでしょうか。それともそういうものはなくて、ただ単にそういう健康医薬品を購入した領収書というものがあれば該当になるのかというのはどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） この場合ですと、所定する様式が決まっておりますので、その様式にお名前を書いて申告していただくというふうになります。そこの必ず様式ですとか。なおかつ、前段で申し上げました特定健診とかそういった健診を受けたというのが前提になりますので、そこでも確認した上でこういった証明書を出していただく手続上はなります。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第12、議案第95号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第95号厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書50ページをお開き願います。

議案第95号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に法律第15号として交付され、同法中の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、平成29年1月1日から施行されることに伴い、厚岸町国民健康保険税条例においても同様の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部について改正をしようとするものであります。

今回の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正内容については、先ほど議案第94号町税条例の一部を改正する条例の提案説明で説明がありましたので省略をさせていただきます。

条例の改正内容につきましては、議案書で説明させていただきますが、別に配付しております議案第95号説明資料①厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、新旧対照表及び議案第95号説明資料②関係法令の抜粋及び用語の説明を参考としてください。

改正内容は、附則の改正でございます。

附則第10項から附則第12項までを2項ずつ繰り下げ、附則第9項の次に新たに2項を加える改正を行うものであります。新たに加える2項については、議案第94号町税条例の一部を改正する条例の提案説明の中で特定適用利子及び特定適用配当等について説明

がありましたので、この内容の説明は省略させていただきますが、改正後の附則第10項は、特定適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例規定の追加で、世帯主、またはその世帯に属する国民健康保険の非保険者、もしくは特定同一世帯所属者が改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律となる外国居住者等の所得税に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律、いわゆる外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等、または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合は、特定適用利子等の額を保険税の所得割額の算定及び保険税の減額の判定に用いる総所得金額に含めるとする内容であります。

改正後の附則第11項は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例規定の追加で、世帯主、またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等、または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合は、第10項と同様に特例適用配当等の額を保険税の所得割の算定及び保険税の減額の判定に用いる総所得金額に含めるとする内容であります。なお、この改正による特例の適用見込みについては、厚岸町においては現在のところ該当者はないものと思われま。

附則であります。

附則第1項は、施行期日に関する規定で、この条例は平成29年1月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は、適用区分に関する規定で、この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特定適用利子、同法第12条第5項に規定する特定適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等、または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第13、議案第96号 厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（遠田課長） ただいま上程いただきました議案第96号 厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書の52ページをお開きください。

この設置条例は、下水道法第25条の規定により公共下水道の設置に関する事項を下水道事業を管理する地方公共団体の条例で定めると規定されているものです。

現在、厚岸町公共下水道事業計画の事業期間は、平成28年度末までですが、事業期間を上位計画である第5期厚岸町総合計画の計画期間である平成31年度まで延伸することと事業内容の変更について北海道と協議を進めておりました。今般、その協議が完了し、厚岸町公共下水道設置条例に規定している計画排水区域及び計画処理区域、面積、計画人口、処理能力について変更が生じたため、改めようとするものであります。

計画排水区域及び計画処理区域及び面積については費用対効果を踏まえ、既に合併処理浄化槽による個別処理の対象としている門静地区の一部を縮小し、あわせて面積を減じるものであります。

計画人口については、第5期厚岸町総合計画との整合を図りながら、人口問題研究所の将来推計を踏まえた人口に変更するものです。いずれも延伸した事業期間内に適正な規模で公共下水道事業の推進を図るためのものであります。

処理能力については、既存施設の処理能力の算出方法が道内で統一されたことにより、今回の変更協議において見直した新たな数値に変更する必要性が生じたためであります。

条例改正の内容についてご説明申し上げます。なお、これから行う改正案の説明は、議案第96号説明資料、厚岸町公共下水道設置条例の一部を改正する条例、新旧対照表により説明させていただきます。改正理由は、いずれも北海道との協議が完了した厚岸町公共下水道事業計画の内容に合わせ改正しようとするものであります。

1 ページをごらん願います。

第2条第2項の改正、第2号の改正は、計画排水区域及び計画処理区域のうち、「門静1丁目の一部」及び「門静4丁目の一部」を削るものであります。

2 ページをごらん願います。

第3条第1号の改正は、面積を563ヘクタールから537.8ヘクタールに改め、同条第2号の改正は、計画人口7,900人から7,400人に改めるものであります。

次に、第4条第4号の改正は、処理能力について一日最大4,413立方メートルを一日最大4,454立方メートルに改めるものであります。

議案書の52ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、交付の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第14、議案第97号 厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第97号 厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、現在、平成29年1月30日までを完了期日として、厚岸町宮園4丁目1番、建設課詰め所敷地内で工事を進めている屋外拡声子局、いわゆる屋外拡声器を新設するに伴い、屋内拡声子局の設置場所を規定している別表にこの新設する屋外拡声子局の設置場所を追加する必要があることから制定するものであります。

続いて改正条文の説明をいたしますが、これから行う条例案の説明につきましては、議案書により行わせていただきますので、別に配付しております説明資料の新旧対照表につきましては参考としてあわせてご参照していただきたいと思っております。

それでは、議案書53ページをごらんください。別表の改正であります。

前段で申し上げたとおり、屋外拡声子局の設置場所を指定している別表に新設する屋外拡声子局の設置場所を追加する改正であります。

次に、附則であります。

この条例は、平成29年2月1日から施行するとするものであります。なお、参考として位置図をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第15、議案第98号 厚岸町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第98号 厚岸町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきます。

平成27年9月4日に交付された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律において、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されております。

この農業委員会等に関する法律の改正の概要は、農業委員会の主たる任務である担い手への農地等の利用の集積、集約化、遊休農地の活性防止、解消、新規参入の促進など農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要であるとして、その主たる使命をよりよく果たせるよう、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であることを明確にしたこと、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て、確実に農業委員に就任するようにするため、公正性を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改めたこと、農業委員とは別に担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現地活動を行う農地利用最適化推進委員を新設したことなどであります。

なお、農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第1項ただし書きにより、同法施行令第7条第1項の基準に該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができることとなっております。厚岸町の場合は、遊休農地率1%以下かつ担い手への農地集積率70%以上という政令の基準に該当するため、厚岸町

農業委員会では、11月30日開催の総会において、農地利用最適化推進委員の委嘱を行わないことを議決しているところである。

このたび提案する条例は、先ほど申し上げた農業委員の選出方法が選挙制と市町村長の選任制の併用から同法第8条第1項の規定により、全ての委員が議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更になったことに伴い、改正後の同法第8条第2項の規定において、条例で定めることとされた農業委員会の委員の定数を定めるため、これまでの厚岸町農業委員会の選挙における委員の定数に関する条例を廃止し、新たに厚岸町農業委員会の委員の定数を定める条例を制定しようとするものであります。

それでは、議案書54ページをごらん願います。

第1条は、条の見出しを趣旨とし、この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、厚岸町農業委員会の委員の定数を定めるものであります。

第2条は、条の見出しを農業委員の定数とし、農業委員の定数を14人とすることを規定するものであります。この定数を14人とした経緯であります。厚岸町の農業は、高齢化や後継者不足、先行き不透明な農業情勢などの中、農家戸数は年々減少してきており、農地の流動化が一層進んでいる現状にあります。このため、厚岸町農業委員会で行う農地の利用、権利関係の調整、あっせん活動の件数を平成24年では25件であったものが、平成28年度の現時点で既に72件と増加しています。しかし、農業委員会の精力的な取り組みにより、厚岸町における遊休農地率は0%、担い手への農地集積率も93%となっている実態から、現在の厚岸町農業委員会の体制は十分な機能を発揮しているといえます。

また、改正後の施行令の規定による農業委員の定数の上限は、基準農業者数が129、農地面積が8,779ヘクタールを有する厚岸町の場合、農地利用最適化推進委員を委嘱しない農業委員会については27人となっており、改正前の選挙委員の定数の上限が20人と、専任委員が7人程度であったことから、改正前の定数の上限とほぼ同数となっています。

また、現在の厚岸町農業委員会の委員の皆さんとの意見交換の場においても、近年は農地の売買や貸借等の定数が増加し、当事者間の調整や現地調査などに費やす処理業務も多忙になっていること、権利調整等にあってはそれぞれの地域特性や昔からの経緯を熟知していないとまとまらないことなどもあり、出席した全委員から現状の14人体制の維持をしていただきたいという強い申し出もあったところであります。

今後も農家戸数や農業者の減少、農地の売買や貸借の件数が減少するとは見込められない厳しい現状の中ではありますが、現行の実数を維持した上で、これまでと同様に農地等の利用の最適化を強力に進めていただくため、定数を14人と定めたところであります。

次に、附則であります。

第1項は、この条例の施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものであります。

第2項は、厚岸町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するものであります。

第3項は、経過措置として、厚岸町農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律、附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任する間は、

農業委員の定数については、なお従前の例によることを規定するものであります。

第4項は、厚岸町承認等の実費弁償に関する条例の一部改正であります。農業委員会委員の選挙に関する規定として、農業委員会等に関する法律の中で、公職選挙法の規定を準用していましたが、この法改正により、準用規定が削除されたため、農業委員会等に関する法律における公職選挙法の準用規定を引用している厚岸町承認等実費弁償に関する条例について、当該規定を削る必要があることから、第2条第1項第8号中（農業委員会等に関する法律第11条において準用する場合を含む）を削る内容であります。なお、この第4項における厚岸町承認等の実費弁償に関する条例の一部改正に係る新旧対照表を議案第98の説明資料として別に配付しておりますので参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本日は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時20分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年12月15日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員